

目 次

第1号 (5月24日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	4
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決(議案第23-1号～第29号)	5
議案上程・提案理由説明(議案第30号)	16
閉 会	17

第2号 (5月26日)

本日の会議に付した事件	18
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	19
開 会	20
直接請求代表者意見陳述	20
質疑・委員会付託(議案第30号)	32
請願第1号・説明・委員会付託	40
閉 会	41

第3号 (5月28日)

本日の会議に付した事件	42
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	43
開 会	44
委員長報告・討論・採決(議案第30号・請願第1号)	44
発議第3号(意見書)・討論・採決	50
発議第4号(意見書)・討論・採決	52
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	53
閉 会	53

川南町告示第103号

平成22年第3回(5月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年5月21日

川南町長 内野宮 正 英

- 1 期日 平成22年5月24日
2 場所 川南町議会議事堂

応招議員(15名)

1番	林田 幸雄 君	2番	徳弘 美津子 君
3番	長野 義勝 君	4番	黒木 則人 君
5番	今井 伸二 君	6番	江藤 和利 君
7番	内藤 逸子 君	8番	竹本 修 君
9番	中村 守 君	10番	米山 知子 君
11番	山下 壽 君	12番	久木野 清人 君
13番	濱本 義則 君	14番	河野 幸夫 君
15番	川越 忠明 君		

不応招議員(なし)

平成22年第3回(5月)川南町議会臨時会会議録(初日)

平成22年5月24日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年5月24日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(長野義勝、黒木則人) |
| 日程第4 | 議案第23-1号 専決処分の承認を求めるについて
(川南町税条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第24号 専決処分の承認を求めるについて
(川南町国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第6 | 議案第25号 専決処分の承認を求めるについて
(平成21年度川南町一般会計補正予算(第10号)) |
| 日程第7 | 議案第26号 専決処分の承認を求めるについて
(平成21年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第4号)) |
| 日程第8 | 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて
(平成21年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)) |
| 日程第9 | 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて
(平成22年度川南町一般会計補正予算(第1号)) |
| 日程第10 | 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて
(平成22年度川南町一般会計補正予算(第2号)) |
| 日程第11 | 議案第30号 川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区
の助成に関する条例の廃止について |

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	-----内野宮 正英 君	副町長	-----蓑原 敏朗 君
教育長	-----佐藤 賢一郎 君	会計管理者	----- 君
総務課長	-----吉田 一二六 君	・会計課長	
農林水産課長	-----押川 義光 君	総合政策課長	-----諸 橋 司 君
建設課長	----- 君	農村整備課長	-----横 尾 剛 君
農業委員会	----- 君	上下水道課長	----- 君
事務局長		教育総務課長	----- 君
生涯学習課長	-----吉田 喜久吉 君	税務課長	-----篠 原 浩 君
町民課長	-----佐藤 弘 君	環境対策課長	----- 君
健康福祉課長	----- 君		

午前9時00分開会

議長(川越 忠明君) おはようございます。ただいま、【今井伸二】議員から、都合により遅参するとの届け出がありましたので、ご報告申し上げます。本会議に入る前に、今回の口蹄疫について、発生に対しまして、一言お見舞いを申し上げたいと思います。先月20日、都農町で口蹄疫発生が確認されて以来、今回の口蹄疫発生によりまして、本町畜産農家をはじめ、地域経済に甚大な被害を受けております。本町はじめ、国、県その他関係機関は、感染拡大阻止のために、防疫体制を行っておりましたが、口蹄疫感染拡大にとどまるところを知らず、これまでに日本が経験したことのない深刻な事態となり、宮崎県知事は5月18日に口蹄疫非常事態宣言を出しました。また、国は20日に国内として、初めて半径10キロ圏内の牛豚にワクチン接種を決定し、22日からワクチン接種が始まりましたが、被害農家への補償、経営再建に向けての対策など、あらゆる面で、近々に対策を講じていかなければなりません。本日はこの場をお借りしまして、畜産農家の方々をはじめ、間接的に被害を受けている住民の皆様、議会を代表いたしまして、心よりお見舞いを申し上げます。また、最後になりますが、発生当初より、本町職員におきましては、昼夜を問わず、必死に防疫対策に当たられたことに対して、深く感謝の意を申し上げます。

ただ今から、平成22年、第3回川南町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動願います。

午前9時 2分休憩

午前10時19分再開

議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第1「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りしてあるとおりであります。5月10日、農林水産大臣に「口蹄疫発生に係る要望書」を提出、5月15日、議員派遣を行い、「口蹄疫対策緊急要望書」を宮崎県農政水産部長に手渡し、要望しました。例月出納検査の結果については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。以上で報告を終わります。で報告を終わります。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から28日までの5日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から28日までの5日間に決定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、【長野義勝】君、及び【黒木則人】君を指名します。

- 日程第 4 議案第23 - 1号「専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例の一部改正)」
- 日程第 5 議案第24号「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正)」
- 日程第 6 議案第25号「専決処分の承認を求めるについて(平成21年度川南町一般会計補正予算(第10号))」
- 日程第 7 議案第26号「専決処分の承認を求めるについて(平成21年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第4号))」
- 日程第 8 議案第27号「専決処分の承認を求めるについて(平成21年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))」
- 日程第 9 議案第28号「専決処分の承認を求めるについて(平成22年度川南町一般会計補正予算(第1号))」
- 日程第10 議案第29号「専決処分の承認を求めるについて(平成22年度川南町一般会計補正予算(第2号))」

以上、7議案を一括議題とします。朗読は省略します。本7議案について、提案理由の説明を求めます。

町長(内野宮 正英君) それでは、議案第23 - 1号から議案第29号までは、議会を招集する期間的余裕がなく、専決処分をいたしました条例の一部改正、補正予算につきましては、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

まず、議案第23 - 1号は、地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、関連する川南町税条例の一部改正をいたすものでございます。この改正の主なものは、個人住民税の扶養控除について、年少扶養控除(満16歳未満)を廃止し、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止するものでございます。

次に、地方たばこ税については、現在の税率を1本あたり1.32円引き上げるものでございます。その他の改正は、地方税法等の一部改正に伴い規定整備を行うものでございます。

議案第24号は、地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、関連する川南町国民健康保険税条例の一部改正をいたしましたものでございます。この改正の主なものは、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を3万円、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を1万円引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険税を減額賦課する場合、応益割合にかかわらず7・5・2割軽減を可能とするものでございます。

次に、非自発的失業者の国民健康保険税軽減のため、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を計算するものでございます。

議案第25号は、町税や地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金など年度末に確定しました歳入があり、平成21年度川南町一般会計予算の補正をいたしましたものでございます。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,575万4千円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,488万1千円とするとともに、繰越明許費と地方債の追加及び変更を行ったものでございます。

それでは、その主なものにつきまして歳入から順を追ってご説明申し上げます。

まず、歳入であります。町税の2,255万8千円の計上は、町民税1,195万8千円、固定資産税890万円、軽自動車税70万円、町たばこ税100万円それぞれ増額するものでございます。

地方譲与税は、2,148万8千円の計上で、交付額の確定により自動車重量譲与税2,056万2千円、地方道路譲与税1,201万4千円増額し、地方揮発油譲与税1,108万8千円減額するものでございます。

利子割交付金7万5千円、配当割交付金106万7千円の減額、株式等譲渡所得割交付金15万2千円、地方消費税交付金3,276万6千円の増額、自動車取得税交付金619万2千円の減額、地方特例交付金637万1千円の増額、それぞれ交付額の確定による計上でございます。

地方交付税は、特別交付税8,496万3千円、交通安全対策特別交付金は、13万円を計上しました。

分担金及び負担金は、243万3千円の増額で、老人ホーム措置入所者等費用徴収金125万3千円の減額、保育所保護者負担金400万円の増額が主なものでございます。

国庫支出金は、1,451万9千円の増額で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金1,526万3千円の増額が主なものでございます。

県支出金は1,526万5千円の減額で、主なものは、乳幼児医療費補助金214万2千円、新型インフルエンザワクチン接種事業577万5千円、流域公益保全林整備事業292万6千円の減額によるものです。

財産収入は、280万3千円の増額で、基金利子が主なものでございます。

諸収入は、271万8千円の増額で、他市町村措置委託90万円、過年度精算金210万円の計上でございます。

町債は、1,190万円の減額で、それぞれ事業費確定によるものでございます。

次に歳出について、ご説明申し上げます。

総務費から教育費に係る給料、職員手当等、共済費など人件費に関連するものにつきましては、執行残によるものでございます。

総務費は、2億5,932万7千円の増額で、主なものは、財政調整基金に2億1,513万4千円、町債管理基金積立金に2,705万7千円、公共施設等整備基金に4,949万4千円を積立いたしました。

次に、民生費は、1,987万9千円の減額で、老人ホーム入所措置費212万1千円、障害福祉サービス費265万3千円、任意事業の扶助費451万1千円、賄材料費240万円、などの執行残でございます。

衛生費は、3,755万3千円の減額で、妊婦健康診査委託料472万7千円、予防接種事業435万7千円、新型インフルエンザワクチン接種事業1,906万9千円などの減額が主なものでござい

す。

農林水産業費は、842万8千円の減額で、農業振興費関連資金利子補給事業219万4千円、優良肉用繁殖牛導入資金貸付事業147万円など執行残による減額が主なものでございます。

土木費は、725万3千円の減額で、主なものは、道路維持費、道路新設改良費などの執行残でございます。

消防費は、費用弁償の執行残60万円でございます。教育費は2,311万3千円の減額で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業など、執行残を減額するものでございます。

災害復旧費の200万円、公債費50万円、予備費394万7千円の減額は、それぞれ執行残によるものでございます。

次に、第2表繰越明許費の補正は、家屋全棟調査業務委託、及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業が工事費の確定等により変更を行いました。

第3表地方債の補正につきましては、事業費確定により、それぞれ限度額の変更を行ったものでございます。

議案第26号は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ77万6千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,840万7千円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金77万1千円、財産収入5千円を計上いたしました。

また歳出では、下水道事業費(建設)へ77万6千円の積立を行うものであります。

議案第27号は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,501万6千円とし、平成21年度後期高齢者医療広域連合に納付する保険料に不足が生じたため、予算の組み換えをしたものでございます。

議案第28号は、家畜伝染病の口蹄疫発生に伴い、その防疫のために要する経費を、議案第29号は、口蹄疫の拡大・長期化に伴い、防疫に対する費用や生活支援資金の利子補給及び損失補償事業補助金などを再度、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、7議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長(川越 忠明君) 補足説明があればこれを許します。

税務課長(篠原 浩君) 議案第23-1号につきまして、その補足説明を申し上げます。個人住民税についての扶養控除の改正についてでございますが、子ども手当の対象であります、年少扶養控除(16歳未満)の33万円が廃止されます。また、高校無償化の対象であります、16歳以上19歳未満、扶養親族に係わるものの、いわゆる上乘せ部分(一般扶養控除の控除額を上回る部分)でございますが、12万円の控除が廃止されます。この適用時期につきましては、住民税については、平成24年度からの適用となります。これらの扶養控除の見直しに伴い、個人住民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、給与支払報告書及び公的年金等支払い報告書の記載事項及び様式の見直しを行うなど、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、市町村たばこ税の税率引き上げにつきまして、現行の1,000本につき3,298円を4,618

円(1,320円の引上げ)に、紙巻きたばこ1,000本につき1,564円を2,190円に(626円引上げ)引き上げるものでございます。なお、この適用は、平成22年10月1日よりの施行となります。

次に、議案第24号につきまして、その補足説明を申し上げます。国民健康保険税の課税限度額の引上げについてですが、基礎課税限度額を現行の47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を現行の12万円から13万円に引き上げるものでございます。介護納付金の課税限度額については、現行の10万円のままで、合計の課税限度額は、現行の69万円から73万円に引き上げられます。

次に、国民健康保険税の7割・5割・2割軽減についてですが、現行では、所得割及び資産割で構成する応能割と均等割及び平等割で構成する応益割の比率が45%から55%の市町村のみ7割・5割・2割軽減が可能としていますが、平成22年度以後の国民健康保険税の減額措置につきましては、応益割合にかかわらず、市町村の判断により減額割合を選択できることとしたものでございます。

次に非自発的失業者に対する軽減措置の創設についてでございますが、国民健康保険税の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者(特例対象被保険者等)である場合、前年所得の中に給与所得がある場合につきまして、その給与所得は100分の30に相当する額によるものとし、所得割を算定するものでございます。この改正は平成22年度以後の国民健康保険税から適用されます。

以上で補足説明を終わります。

町民課長(佐藤 弘君) それでは、議案第27号につきまして、その補足説明を申し上げます。平成21年度「川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」でございます。

9ページをお願いします。平成21年度当初予算にて過年度保険料還付金として別枠で、3款諸支出金1目保険料還付金として、償還金312万円、還付加算金1万円、計313万円を歳出、歳入として7ページの後期高齢者医療保険料還付金及び還付加算金、計313万円を計上しておりましたところですが、3月末時点で、その内容につきましては、平成21年度現年度分の後期高齢者医療広域連合納付金に含まれるということで、納付金につきまして、その不足額が生じたので、今回その不足分、19節保険料負担金297万円を組み替えて計上し、また、その歳入としては平成21年度歳入見込みの、後期高齢者医療保険料徴収金を計上しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長(川越 忠明君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

議員(内藤 逸子君) 「国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分」についてですが、国民健康保険税の上限金額が適用される所得って、改正後ですね、あの、医療分、後期高齢者医療分ですね、支援分、介護について、改正の前後でいくらに上げられるのかというのは分からないんでしょうか。それと、国民健康保険税の、年間の保険税額の上限額は改正前後でいくらになるのか。いくらに引き上げられるのかっていうのは分からないんですか。あの、だあだあだあと言

われまして、ちょっと私も理解が深くないので、教えていただきたいと思います。あの、上限額の引き上げによって、国民健康保険税財政の税収はいくら増えるのか、試算されてるのかどうかお願いします。

税務課長(篠原 浩君) 内藤議員のご質問にお答えしたいと思います。今回の地方税法の改正に伴いまして、後期高齢者支援保険税額がどのようになるか、一般の部分がどのようになるかというご質問だったかと思いますが、これにつきましてはですね、あの、現在算定中でございます。あの、6月議会の中でですね、あの、議案として上程する形になるかと思いますが、今現在としましてはですね、ちょっと算定中でございますので、ちょっと確かな数字っていうのは控えさせていただきますと思います。以上です。

議員(内藤 逸子君) 国民健康保険税は、今回の法改正に伴って、あの、前年度の給与所得を100分の30とみなすことになっていると言われてますが、いくら軽減されることになるのかも教えてもらいたいと思います。

税務課長(篠原 浩君) 非自発的失業者の国民健康保険税の軽減ということで、あの、前年の給与所得を100分の30として計算するという形になります。が、これにつきましては軽減割合っていう部分に関してはですね、あの、ちょっと、その、総体でいくらなるかっていう部分に関してはちょっと数字をはじいておりませんが、あの、あくまでも個人が国民健康保険税をですね、計算する上でですね、前年の所得を100分の30としてカウントするということに対して、ま、その方の国民健康保険税はですね、ま、軽減されるという形でございます。全体的な割合についてはですね、今この場に資料を持ち合わせておりません。以上です。

議員(内藤 逸子君) 今回の負担軽減措置に対する国の財源手当てはどうなっているんでしょうか。

税務課長(篠原 浩君) 今回の国民健康保険税の軽減措置に対する国の補填ということでございますが、これにつきましてはですね、あの、ちょっと、まことに申し訳ありませんが、私ちょっと勉強不足でですね、そこまでちょっと、今回、調べておりませんでしたので、調べて資料をお持ちしたいと思います。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

議員(江藤 和利君) ちょっと一つ確認だけお願いしたいと思います。あの、先ほどですね、税務課長が説明しました、子ども手当の対象であります年少扶養控除、16歳未満。この33万、今年の申告の時には38万だったと思うんですけど、この33万、この5万円の差額はどういう、っていうか、ちょっと説明をお願いします。

税務課長(篠原 浩君) 江藤議員のご質問にお答えします。38万円というのはですね、あの、所得税の場合はですね、38万控除でございますが、住民税の控除の場合はですね、33万円という形でございます。以上です。

議員(江藤 和利君) 5万円の差を、ちょっと、もう一回、ちょっと説明してください。ええっとですね、江藤議員のご質問にお答えしたいと思います。ええ、一般扶養控除の中でです

ね、住民税上の控除がですね、33万円という形になります。所得税法上の控除がですね、38万円という形になっております。以上でございます。あの、所得税法上ではですね、一人まあ、38万円の控除が受けられますが、住民税法上の控除ではですね、33万円という控除額になります。以上です。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

議員(濱本 義則君) 内藤議員のご質問とちょっと重複するかと思いますけども、国民健康保険税の課税限度引き上げについてでございますが、この、基礎課税限度額を現行の47万円から50万円に引き上げることによる効果がどれくらいあるか試算されてるか、それから、この限度額を上げて影響を受ける方々が、あの、今の健康保険加入者にどれくらいいらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

税務課長(篠原 浩君) 濱本議員のご質問にお答えしたいと思います。課税限度額の引き上げによる影響でございますが、あの、国民健康保険税の医療分、基礎分になりますが、この部分の昨年度の対象者がですね、132世帯、ええ、ここで、ええ、3万円の増額が行われた場合にですね、約400万増額という形になります。と、後期高齢者支援金の昨年度の限度額世帯数が、756世帯で、ここに1万円の増額が行われた場合に、756万ということですね、合わせて1,100万ほどの形になりますが、あくまでも、これは、あの、昨年度の世帯数でございます。で、当該年度の保険料を算定する中でですね、あの、この課税の最高限度額に達する世帯数っていうのが弾き出されますが、その部分に関してですね、はじき出して、まあ、あの、どのくらいの差になるかっていうのがですね、正式に出るものと考えております。以上です。

議員(濱本 義則君) ええっと、ま、100%ではないでしょうけども、それでは132世帯を除いた方々が、本年度の税額は、ま、ほとんど変わらないというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

税務課長(篠原 浩君) 濱本議員の質問にお答えいたします。この最高限度額以下、最高限度額以外の方の保険税が変わらないかっていうことでございますが、昨年度と。これにつきましてはですね、あの、需要額を、国民健康保険税の需要額を基に算定する形になりますので、あの、その中に所得割、資産割、均等割、平等割を算定する中でですね、変わってくるものと考えております。ただし、あの、これにつきましてはですね、あの、昨年度かなりの引き上げを行っておりますので、あの、そのへんを勘案してですね、保険税算定はしたいというふうには考えております。以上です。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

議員(林田 幸雄君) ええっと、あの、ま、この税条例の関係ですけども、国民健康保険税の、ま、限度額の引き上げ、ま、増額につながるわけですけども、川南町の現状、今、非常に厳しい状況におかれてますけども、そこらあたりの関係、減免等についての考え方、そういった点についてはどう考えておられるのか、町長にご意見をお伺いをしたいと思います。ええ、あわせてこれ、28~29号まで一緒かな。あわせてかな。一括質疑よの。ええ、28号、29号、ま、一般会計、22年度の一般会計の補正予算。ええ、ま、農業費が主なものになっておるわけですけども、その中の事項別明細書を

見てみますと、ええ、第1号の中では、口蹄疫対策費として、時間外勤務手当で、消耗品、手数料、それから、第2号についてもですね、ま、同じような形の、ま、提案であるように見受けられます。ええ、この口蹄疫、法定伝染病ということで、もう移動制限がかかりましてから1カ月以上の経過が過ぎておるわけですが、先ほど、ま、あの、全員勉強会の中で、ワクチン接種後の補償等については、町長から、ま、ていねいな説明を受けたわけですが、この、移動制限の発令されてから、ま、農家、畜産農家なり関係商工業者の収入は大きく減額をしておるわけでありまして、ま、その間の対策について、町長としてどう考えられておられるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

町長(内野宮 正英君) まず、あの、減免にかかる問題、税の問題であります。まず、国税等についてはですね、あの、国に対して減免措置を要求をいたしております。また、あの、町にかかる国保税等の関係について、これは当然町あたりとしては、何らかのですね、収入が今年ないわけでありまして、軽減策をですね、何とか考えなきゃいけないと、ま、そのように思っております。ま、その場合、ま、国保税等につきましてはですね、ちょっと1億近くになっちゃいかと、減免やりますと。で、そうこともございますので、ま、あの、県を通じてですね、更正措置を求めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。それから、口蹄疫にかかる農家対策というのは、かなり、こう、出てきてる。ま、これが満足いくという話ではありませんけれども、その、再開に向けて、どのような対応をしていくのかということになると思いますが、ま、恐らく今から半年くらいは再開に向けてはスタートできないんじゃないかなと、こんな状況にあります。ま、そういうことから、ま、時間的な余裕はあるわけでございますけれども、とかく再開に向けて、ま、導入の対策とか、あるいは予算の対策とか、あるいは借入金にかかる借り換えの問題だとか、ま、いろいろのですね、諸々ございますので、ま、そういう農家に対してはそういうものを含めた検討が必要だと考えております。それから、もう一つは、今日もちょっと全員勉強会でも出ましたけども、最終、再開するためには、堆肥の除去、それから、消毒というですね、作業があります。で、これも、農家だけでできるという話にはならない、と、こう思っておりますので、これらを含めた、これは、まあ、雇用対策という観点からでもですね、何らかの要求をしていきたいと、そう思っております。ま、そうすることによって、一つは大型農家の雇用者の失業対策ということにもなる。あるいは、ま、建設とか、他のですね、水道とか、そういう皆さん方の失業も出てくるということが懸念されますので、ま、そういうような雇用ができないかどうか、ま、これらを含めた視点等が必要であると。それから、ま、商店街の関係につきましては、要求としては、そういう商店街に対する、その、経営資金、運転資金の対応について、ま、要求をですね、現在いたしておりますが、今、出てるのは、ま、金利付きのものがほとんど、こういうことでございます。で、ま、そういうものが、やはり、無利子としてですね、やれるような政策を、これはもう、求めていかなきゃいけないと、まあ、思っております。ま、それには、ま、その、ま、激甚災害とか、一つのそういうことでの、ま、支援制度があるというふうに聞いているわけですが、ま、それが有利なのか、あるいは、この口蹄疫にかかる問題として、支援をいただくことが有利になるのか、ま、そのへんの問題がありますので、ま、そのへんを踏まえてですね、ま、林田議員おっしゃるように、もう農業だけではありませんので、総合的に検討し、また、皆さん方ともご相談を申し上げさせていただきたいと思っております。

議員(林田 幸雄君) ええ、この対策についてはですね、ま、あの、国、県と十分に協議をされて、万全な対応をしていただきたいということで、お願いをしておきたいと思っておりますけども、ま、近隣の市町村、西都市であったかと思っておりますけども、この、発生時点から移動禁止、移動制限を受けたときからの飼料代の補てんについてはということで、西都市議会、臨時議会を開催されて、ま、決定をされておるようですけども、その点について、町長どう考えてられておられるのか、川南町の畜産農家に対するそこあたりの支援策、町としてどう考えられておられるのか、この点についても、あの、末端自治体で講じた対策費用については、国としては交付税措置をしていきますよというような報道も流れておりますので、できるだけそのような対応もですね、早急に打ち出をしていただいて、農家の支援に当たっていただきたいと思っておりますけども、その点が、さっきの質問からちょっと抜けておったんじゃないかならうかなと思っておりますので、再度答弁を求めたいと思っております。

町長(内野宮 正英君) 小林等も含めてですね、そういう支援が、西都もでしたか、まあ、新聞で出ております。ま、一方ではですね、あの、国の方も、今日、全員勉強会で出しました2項目目でしたかね、ま、そういうことの中で、一応、その、処分者、口蹄疫発生者も基本的には同等の扱いをして欲しいと、いう要求をいたしております。で、ま、それだけで、どうなのかというのはなかなかですね、今のところ、こう、見えないところがあります。ま、そういう状況にありますが、まだまだ、こう、進行してるといような状況の中でございますので、その、こう、算定するといいましても、なかなか、こう、現実には、どうするかというのは非常にあの、大きな問題、課題があると、こういうふうに思っております。まあ、国としては、できるだけですね、その、特別交付税等含めて、交付税措置をするという話しはですねあるんですけど、それこそ、交付税というのはですね、なかなかですね、その、中身が見えないという現実があります。それで、まあ、大臣は、そういうような対策についてはですね、その、目に見える形で、その交付税額を口蹄疫対策としてのわかるような交付の仕方をするというふうに約束をいただいております。ま、そういうことから、ま、各、この関連市町村と連携をして、ま、ご意見にですね、やっぱり沿えるような対策は、協調してやっていかないと、そう思っております。まあ、西都がやり、川南がやらない、都農がやらないと、こういうことでは、やはり公平性という問題がありますので、ま、同じようなことはですね、必ず実施をしていきたいと、そう思っております。

議員(林田 幸雄君) 確かに、国、県については報道でしか知る由はないわけですが、末端自治体として取れる対応、特に、ワクチン接種後については、これは、国がある程度打ち出しをしてきてますけども、発生からの移動制限日からの対策については、何ら支援策が出てきてないというのが現状であろうと思っております。緊急に近隣、ま、市町村が同一步調を取っておるかという、ま、そうでもないような状況でもありますので、取っておられないところの市町村長、近隣町との協議をしていただいて、ぜひその対応もですね、早急に打ち出していただきたいと思っておりますし、その関係の補正予算については、6月の定例議会にでも、補正を組んでいただいて、農家が安心できるような、対応、対策を講じていただければと、思っております。ま、その提案等していただけるのかどうか、再度答弁を求めて、もう質問3回目、制限回数でありますので、終わらせていただきたいと思っております。

町長(内野宮 正英君) ええ、非常にですね、数が多くなってきていると、いうこと等からですね、

6月議会に算定ができるかどうかちゅうのは、非常に厳しいお話じゃないかなと、そう思っております。で、やはり、ある程度ですね、ま、終息じゃないですけど、見通しが立つというような段階で対応していくということでない、ま、6月、ま、できればいいわけでありまして、ま、暫定的なとかですね、やりかたちゅうのは非常に問題があると思いますので、ま、ちょっと時間をですね、それはいただきたいと思っております。

議員(米山 知子君) 一般会計についての質問ですけれども、あの、ま、他県でもですね、川南町で口蹄疫が発生したってということで、他県の情報をネットで少し調べてみますと、ま、鹿児島県の霧島市とかですね、それから石垣市とか、あんな、その、離島の、そういうところでも、あの、市場が閉鎖されたということで、すぐ餌代をとということを、市議会、ま、市の方で、提案をして、決定されてるわけですね。ですから、川南町は本当に感染の当時町であったんですけども、感染対策に追われてた、拡大防止に追われてたということも十分理解しておりますが、その一方で、あの、感染をしてない農家もたくさんあったわけなんですね。で、その方たちは、やはり感染をさせないということを気をつけながら、なおかつ、家畜を養っていくという、二重のいろんなことを考えながらやってきたわけなんです。そこで、国から出るからとか、国がしたからとか、その姿勢というのが、私は、川南町としての姿勢では非常に物足らなく思います。で、当初の、あの、消石灰の配布にしても、当初消石灰配布されておりましたね。そのことは町長ご存知でしたか。

町長(内野宮 正英君) ええ、あの、ですね。やっぱり、これは、ま、家保等、家畜保健所とのですね、やっぱり関係の中で、消毒薬とかそういうものの配布というのはやってきたと、ま、こういってごさいます。ま、初期の対応については、必ずしもですね、その、そういうことが万全にっていたかどうかというのは、あの、あるかというふうに思っておりますが、やはり、この、伝播が、広がると、こういう段階からはですね、そういう対応についてはさしていただいたところでございます。

議員(米山 知子君) はい、あの、家保との対応、それから、国から消毒薬が来たということで、あの、ま、私なんかは、その、素人考えですけども、こういう感染症の予防の場合ですね、まず、どこの農家も消石灰を自分の出入り口、あるいは、畜舎の周りに撒くということは、最初の、ま、行動ではなかったかと思えますね。ところが、国からその、散布型の消毒液しかなかったと、国から来たのはこれだけなんですということで、その、消石灰というのが全然配布されなかった。農家は自衛手段として、自分で購入をして消石灰散布されてたわけですよ。ですから、そこへの対応です。そして、終結をしてから考えますではなくって、もう、ある程度予測がつけば、そんなに簡単には終結はしないと、ところが毎日毎日の生活は過ぎて行ってるわけですから、その、とりあえずこれだけはしましよと、今、町としてはこれだけのことしかできませんけれども、しましよと、そういう姿勢というのが、示されることが、私は農家には安心につながり、行政への信頼へとつながるんじゃないかと思うんですね。ところが、そういう姿勢が見えてこない、住民は非常に不信感をもって不安にかられると、ですから、ぜひ、そういう姿勢をね、あの、とりあえず、これだけは川南町としてはやりますと、で、もうここまでが精一杯ですというようなことを示していただきたいと思うんですけども、そのへんはいかがでしょう。

町長(内野宮 正英君) ええ、それはもう、ご意見はですね、わかります。もう、我々も一生懸命やってるんですから。それはご意見としてはわかりますけど、やっぱり、殺処分だ何だというときに、何が大事かちゅうのをですよ、そういう消毒というの、これは大事です、しかし私たちが、あれほど、20日からずっとですね24時間体制でやってるわけですよ。で、やっぱり、あの、広報でも申し上げますように、その、町とか農協とかだけで、いろいろができるわけではないわけですよ。やっぱり農家の皆さん方も、その程度のことちゅうのは、やっぱり、やっていく姿勢って言うのはですね、していかにやいけないんじゃないかと、それはもう、全部できればいいわけですけども、ま、そういうふうに全体ができなかった、あるいは、防除体制の考え方ちゅうのも、これは、違ってたと、いうことでありますから、やはり、そこあたりはご理解をいただきたいと思います。それで、今の段階ですよ、まだ2日ぐらいいかたってないんですけど、やはり国の支援、補償をどうするのかと、これは最大の課題じゃと思うんですよ。そういうことは、やっと決まった段階ですからね。きのうも、最終的な確認をやっちょるような状況なんですよ。で、一応それができましたから、あとは、次は、ま、仮払い制度をどうするのかと、もう、これは、早くやってもらわにやいかんわけですわ。そういうですね、ことをやってるのが今の状況だと、こういうことでございます。それで、確かに、その、課題から言えば、そういう課題というのはあると、ですから、それが、すべて国で見てもらえるかどうかちゅうのは、これはわからない、こういう状態ですので、ま、おっしゃるご意見はわかりますけれども、ま、できるだけのことですね、今後やっていかにやいけないと、そのことはもう十分私も自覚してます。ええ、そういうことですね、ま、その、今、全頭ということになりましたから、その、川南町の農家330戸、これがどういう状態に、個々に状態としてあるのか、これも把握されてないんですよ、まだ。その1戸1戸のですね、頭数がどうなっとか、その、そういうことちゅうのは、まだ把握されていません。そういうことの中で、やっぱり、ここで、その、概算的にやるというような方向もあるかも知れませんが、やっぱりある程度は把握をしながらですね、やっていかないと、私は、難しいんじゃないかと、やらないということを言ってるわけじゃないんです。やらにやいけないことはもう十分わかってます。わかっていますが、そういうようなことがやっと国の対策も出たところでありますので、ま、そういうことを踏まえながら、町としてどうするかということをやっぴり考えていかにやいかなのだということをお願いを申し上げておきたいと思えます。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

これから、議案第23-1号「専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例の一部改正)」の討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23-1号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第23-1号「専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例の一部改正)」は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、議案第24号「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部

改正)」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第24号「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正)」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第25号「専決処分の承認を求めるについて(平成21年度川南町一般会計補正予算(第10号))」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第25号「専決処分の承認を求めるについて(平成21年度川南町一般会計補正予算(第10号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第26号「専決処分の承認を求めるについて(平成21年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第4号))」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第26号「専決処分の承認を求めるについて(平成21年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第4号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第27号「専決処分の承認を求めるについて(平成21年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第27号「専決処分の承認を求めるについて(平成21年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第28号「専決処分の承認を求めるについて(平成22年度川南町一般会計補正予算(第1号))」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第28号「専決処分の承認を求めるについて(平成22年度川南

町一般会計補正予算(第1号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第29号「専決処分の承認を求めるについて(平成22年度川南町一般会計補正予算(第2号))」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第29号「専決処分の承認を求めるについて(平成22年度川南町一般会計補正予算(第2号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 議案第30号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について」

を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

町長(内野宮 正英君) 議案第30号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。議案第30号は、地方自治法第74条第1項の規定により、平成22年5月16日、金丸浩成氏他958名から、川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止請求を受理しましたので、同条第3項の規定により、意見書を付して提案するものでございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いをいたします。なお、付しております意見書につきましては、総務課長に朗読させますので、よろしくをお願いいたします。

総務課長(吉田 一二六君)

意見書

平成22年5月16日、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例」の廃止を求める直接請求がありました。

さて、本条例は、畑地かんがい事業で設立される土地改良区に対する運営費助成について、町の方針を明確にしてほしいという受益者からの請願を町議会が慎重に審議された結果採択され、平成8年12月に制定された条例であります。その後、平成21年3月に尾鈴北第1土地改良区総代会で「開閉栓方式」の導入が採択され、平成21年6月に開閉栓方式導入による土地改良区の運営費助成について一部改正条例を制定していただきました。

ところで、本条例の廃止請求代表者の方々の主張は、「事業仕分けで国営造成施設保全事業を廃止とし、農家の自己負担とするべき。」という結論が出たことを受け、関係法令に抵触するので「財源根拠のない助成で政策誘導を図る本条例を廃止すべきである。」と結論付けています。

しかし、「事業仕分けで廃止となった。」と主張される「国営造成施設保全事業」とは、正式には「国営造成施設等保全・更新円滑化対策事業」のことであり、これまでに整備された水利施設のストックの保全・更新を円滑に実施するため、土地改良区等による事前積立を促進させ、更新整備計画の実施に必要な負担金の平準化を図っていくことを目的としているもので、言わば、「事前積立の啓発

事業」であり、国営造成施設の管理費助成事業とは異なるものです。国営造成施設の管理費助成の事業は、「国営造成施設管理体制整備事業(管理体制型)」という名称でありまして、この事業は事業仕分けで廃止になっておらず、平成22年度の国の予算にも計上されております。

また、本条例の財源も、土地改良区の助成費として当初予算で計上し、3月議会で承認されており、地方自治法第222条第1項には抵触しておらず、「財源根拠のない助成」とはならないものと考えます。

ただいま意見を申し上げましたとおり本条例は、法令に抵触していないと判断しておりますので、慎重審議の上、ご判断をいただきますようお願い申し上げます。

以上、本議案は、直接請求に付された条例案を地方自治法第74条第3項の規定により提出するものであります。

平成22年5月24日

川南町長 内野宮 正英

以上でございます。

議長(川越 忠明君) 以上で、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。本案は、地方自治法第74条第4項において、請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことが規定されております。お諮りします。本案については、意見陳述する日時及び場所、並びに陳述者数については、5月26日午前9時から、本会議場において2名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がありませんので、このように決定しました。ただいま決定した内容については、告示・公表するとともに、請求代表者に通知いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さん、大変おつかれさまでした。

午前11時25分閉会

平成22年第3回(5月)川南町議会臨時会会議録(2日目)

平成22年5月26日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年5月26日 午前9時00分開会

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第30号 | 川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について |
| 日程第2 | 請願第 1号 | 「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例」の存続を求める請願書 |

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	-----内野宮 正英 君	副町長	-----蓑原 敏朗 君
教育長	-----佐藤 賢一郎 君	会計管理者 ・会計課長	----- 君
総務課長	-----吉田 一二六 君	総合政策課長	-----諸 橋 司 君
農林水産課長	-----押 川 義 光 君	農村整備課長	-----横 尾 剛 君
建設課長	----- 君	上下水道課長	----- 君
農業委員会 事務局長	----- 君	教育総務課長	----- 君
生涯学習課長	----- 君	税務課長	----- 君
町民課長	----- 君	環境対策課長	----- 君
健康福祉課長	----- 君		

午前9時00分開会

○議長(川越 忠明君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 議案第30号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する助成に関する条例の廃止について」を議題とします。

まず、地方自治法第74条第4項の規定により、請求者代表2名から意見を述べていただきます、なお、日高喜義請求代表者は、体調が優れませんので、着席のまま陳述をすることを認めます。

はじめに、日高喜義請求代表者。

○議員(林田 幸雄君) 議長、議長、ちょっといいですか。

○議長(川越 忠明君) はい。

○議員(林田 幸雄君) この請求者の関係資料、全くないってすよね、私たち。何かねえってすかね。準備しちよりやるそうですけども、資料があればその資料をもとに説明聞いた方がわかりやすいと思ってですよ。

○議長(川越 忠明君) 議案しか準備してないですね。

ええっと、議員のみなさんに伺います。今の林田議員の意見に、いかがいたしましょうか。配った方がいいですか。

しばらく休憩します。

午前9時 2分休憩

午前9時17分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

はじめに、日高喜義請求代表者。

○請求代表者(日高 喜義君) おはようございます。ただいまご紹介いただきました、日高喜義でございます。最初に、今、議長のほうから、お断りをいただきましたけれども、大変腰の具合が、ちょっと悪いもんですから、恐縮ながら、失礼させていただきます。どうもすみません。

え、本日は、非常事態の中に、この厳粛な議場におきまして、意見陳述をさせていただく機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。また、町長さんはじめ、議員のみなさま、職員の方々におかれましては、この未曾有の難局に、日夜、本当にお疲れさまでございます。1日も早い終息を祈りながら、心から感謝いたしております。

さて、このたび、尾鈴土地改良事業の施行に伴い、設立される土地改良区の助成に関する条例、その廃止を求める署名活動を、3月の5日から4月の4日まで、1カ月間に渡って取り組んでまいりました。今回この条例案の根拠となっておりますのが、尾鈴畑かん事業の問題であります。土地改良事業は、土地改良法を基準として、農家が主体となって事業申請を行い、進められるべきですが、今回は、すべて行政主導で進められ、土地改良区の赤字を最初から想定し、一般町民にも当然の

ごとく負担してもらおうという、予算の裏付けもないなか、違法を承知で堂々と提案され、賛成多数で決定された。また、議会質問の中でも、町民の負担を仰ぐ前に公聴会を開いて意見を聞くべきじゃないかというふうな質問もあったようですけれども、これも必要ないということで一蹴されたとかいうことでございます。一町民として、こんなやり方、また他にあと出てきますけれども、賛成できないと思いましたので、直接参政制度により、是正をお願いしたいということで、直接請求をさせていただいたわけでありまして。この署名を集める中で、多くの方と出会い、短い時間ではありましたが、言葉を交わすことができました。その中で、お会いした一人の女性の言葉が今も耳に残っています。私が署名の趣旨、条例廃止の概要をお話しますと、その方はすぐに署名されて、こうおっしゃいました。私たちが選んだ代表の方は、町民の気持ちがよくお分かりでないのでしょうか。私たち主婦は毎日毎日、戦々恐々として家計の、家計簿とにらめっこしながら無駄を省いております。行政は町民の信頼のもとに公金をまかされて、その、運用をされるわけですね、今までどんなふうにも無駄を排除する努力をされるんでしょうかと。また、家庭の場合ですと、今すぐに必要のないものには、お金を使いませんけど、今、いろいろと話を聞きますと、いらぬというものを無理押しして、売りつけ、また、買わせ、それによる赤字になったらその分は町が負担をすると、面倒を見るというんですか。そんなことは納得できませんよと。廃止の趣旨に大賛成の言葉でした。私は、署名開始の当日、このような方と出会って、目からうろこの感じです。よし、がんばって署名を多く集めて、条例廃止を実現しようと、心は弾んだのです。これは今思いますと、1,092名者の代弁と思ってもらっても過言ではないと思います。そのときはまだ、今のパニックは起きていませんでした。これから町財政の運営、また、住民の暮らしへの影響、本当に心配です。こんな最悪のときは、一般企業はどんなふうな対応をしているのかと、ま、いろいろと見てみますと、何と云っても、緊急の場合には、計画の見直し、軌道の修正、即断、さらなる損害の増幅しないために、行動をよくするという報道が新聞、テレビ等でなされております。つまり、事業仕分けではないけど、無駄につながることは、勇気をもってそれを排除し、改善対策を講ずるということを、教えられます。それで、尾鈴畑かんの場合なんですけど、いったいどこが無駄なんだと、いうふうに質問されるのでございますが、具体的な例を申し上げますと、尾鈴畑かん第二の場合は、事業費が12億3,690万、面積で189ヘクタールと、これを単純に割りますと、反当65万4千円という工事費がかかるということになります。ま、これ、私の集落を例にとりますと、面積がちょうどこの10分の1の18町9反ありますから、費用も1億2,369万と、この費用をかけて、私の集落には工事がなされるということになるわけです。しかし、この金額をかけて、施設を施してまで、にも、その施設を利用する人は、ただ一人としていないのです。こういうことを、私の集落だけではなくて、近隣の地域の、まあ、農家の仲間、つうかあの仲間ですが、そういう人たちに話しを聞いて、重大なことだから、本当の将来のこともよく考えて話を聞かせてくれというようなことで、話を伺いました。そうしますと、その結果が、137名という人が、水はいらないんだと、これ、ちょっと73%くらいになりますけれども、こういうことでは、公金を使ったり、無駄な金になるんじゃないかと、というようなことから、県の事業でございませうから、知事の方に事業の中止の請求をしたわけでありまして。そのときに知事は、本当にその多くの方がいらぬといわれるのなら、これは中止も視野に入れて考えましよう、しかし、県としても、末端

のそういう農家の方の意見も聞きたいと思いますから、一応、そういうことで、その結果が、実際にそういうふうな全く水はいらないという人が多ければ中止しますと、いうふうな答えでした。ま、それから、4月、5月にかけて、町の職員と、町の職員、そして、地域の推進員の方々から、猛烈に反対する人に干渉があったわけです。水を使わなければ1銭もいらないじゃないかと、反対の理由はないじゃないかと、というようなこともあってですね、その中から、30名余りの人が印鑑をついたと申しました。ま、そういう中で、今度は県の方から、その、議会答弁として、3分の2の同意が取れたということで、事業を継続しますという議会報告が、県議会の方であったようでございますが、まあ、私たちはそりゃ真実と違くと、3分の2の同意というものは、事業施工の同意ではないんだということで、再度異議の申し立てをしたわけでありまして。しかし、県の方は、いや、これは本当に水が欲しいと、水を欲しくて農業経営ができないという人の叫びだというふうなことで、3分の2というものは、真実、水が欲しい、水を使う人だというふうに理解しますというふうなことになるんですね。全く真実は違うわけでありまして。そういうことから、今度は、私たちは、この無駄を省くということ、これは、町民全体の願いであるというふうなことからですね、この話を進める中で、今、話しをほとんど、ま、署名者の意見も多く混じっておるわけでございますが、そういうことで、今度はどうしても、普通はこの間接民主制によって代表者による政治が基本ですけれども、こういうことについて、住民に迷惑がかかると、非常にその生活に影響が及ぼすというようなことは、直接請求しかないというような関係から、こういうふうな行政請求さしていただいたわけでありまして。ま、そういうことで、この、署名を進める中で、町長はできるだけ使うようにと、あの、議会のいろんな報告また議員さんの方からの報告も聞いておりますけれども、なるべくその町費を使わないようにと、いうふうなことで農家を指導しますというふうな答弁でおっしゃってますけれども、なかなか私の集落の場合は、水を使わないんです。使う必要がないんです。なぜ使わないか、それは、自然の水が豊富にあるからです。そういうことが、地域のいろんなことに真実を聞いてみますと、多いわけですね。今、それで、篤農家といわれる人のいろんな話しも聞いております。同じ金を使って60何万もかけるというよりも、反当ほんのその半分、10分の1で十分な給水施設はできるんだよと、篤農家は今実際、そういうふうなことで、あの、給水をされておるとい方が多いわけでありまして。実際、水が水がという人を、そういう人は何でもかんでも人のせいにする、水がないからできない、何かと、だから人のせいにするというような、たとえ水があってもですね、たとえ水が引いてきたら何を作るんだと、具体的な営農計画なんかずっと聞いてみますと、なかなかそこがはっきりしなくてですね、付加価値の高い農業経営をするということになりますと、どうしてもハウスとか、人力とか、技術とか、そういうものが必要なわけです。しかし、そういう人がなかなか、今この、人口減少の時代にはですね、難しいわけでありまして。非常にこの最近、近隣の行政の中でも、長期計画の下方修正というのが相次いでおりますけれども、人口減少が及ぼすいろんなことの影響いうものを考えますとですね、新たな農業経営、そのハウス使った効率的なる経営というものが、高齢者にはなかなかできないということなんですね。ですから、そういうことで実際の農業経営の姿というものをシュミレーションしますと、なかなか見えてこないわけですよ。そういうことで農家の方は、そういう将来のことも自己責任においていろいろ考えられているなということでありまして。ま、そこで、強力に推進される側は、そういうふうな

おごりがあってはならないと、いう実感を持っておるわけでありませう。ま、そういうことから、今度のいろいろ、1,000名の方々の署名の集約というか、話を聞いて総括しますと、結局無駄なものは廃止してくれと、無駄なものは行政でもやって欲しくない、はっきりわかっておること、そして、まったく、行政というのは民意の反映だというふうなことでいわれるわけですよ。ですから、一戸一戸の農家、そういうものが反映、豊かな、幸せなしやすいこと、暮らしをするためには、農家の実態、一般町民の実態というものを、よく調べられて、一つの議員活動の一環として、そういうことも、その真実を議会と家で、一応計画、予算の編成とかそういうものを変えると、無駄を省く、何を、何が無駄かということが、わかってくるんじゃないかというふうに思います。多くの中の、実は矛盾をしたこと、それを押し通す、傲慢さというものは、行政にあってはならんんじゃないかと、いうふうなことを、よく、私を叱るような、叱りつけるような態度でおっしゃる方がおるんですよ、ですから、今後は、私たちは、ほんとに、この町内の、産業が、また暮らしが良くなる方法というものには、その、無駄を、するということは避けなければいけない。それを具体的な例をもって、各代表がいろいろとその考えていただくと、一般住民との密接な話し合いというようなことで、ま、この計画を立てて、この危機を乗り越えるというようなことが、結局将来に対する、子孫に対する、負の遺産を残さないということにつながるんじゃないかと、いうふうに思うわけでありませう。いらないといいながら、そのものを強力で押し進めると、それは、負の箱物として残るわけですよ。で、この、畑かんの問題は、国会の参議院の農林水産委員会の一つのマニュアルと申しますか、どういうふうに土地改良の同意書を取得しなきゃいけないかというマニュアルがちゃんと指導されておる。それは、少なくとも、この土地改良というのは、他の公共事業と違って、非常に重要な点があると、それは何かというと、負担が伴うということでありませうと、その負担を伴うということ、事情聴取、あの、同意調書のときに、必ずそのリスクを伝えるということは、条件ですよ、これこれの事業には、反当いくらの負担がかかりますよと、そして、これを転用する場合にはこれこれのリスクが伴いますよと、そういうことも、しっかり説明をしたうえで、印鑑をもらうということにしないと、あとで賦課金の問題とか、非常に今土改連の報告を見ても、物すごい滞納があるということから、ま、そういうことで、無理をして、あの、同意調書をとった結果ということもあるわけございまして、そして、もし、これが、公的な、ま、組合の運営となりますと、結局、土地改良法はその基準となるわけでありませう。まわっている中で、こんなことをおっしゃる方がいました。川南町の場合には、水がいらないければ、一銭もいらんのだと、そういうようなことで判子、いわゆる判子を押ししたというわけですよ。しかし、これはあの、合併という問題、この話しをもう一回して、このパニックの後に考えてみますと、もし、合併というものが、真剣にまだ考えられるようなことになった場合に、合併はなった頃合いには、この畑かんはどうなるんだと、いう質問を受けました。この川南町で決まった、この、お金がいらないと、川南方式というものが通用できるんだろうかと、今現在、高鍋の方で、いろんな親戚の方なんか聞いてみると、高鍋は、川南方式、つまり、水を使わなければ一銭もいらぬということ、それは役場は認めないというふうなことをいっているようですよ。それと一っしょいで、もしこれが合併なんかなかった場合の、土地改良組合の併合ということに発展した場合には、ここでまた問題が生ずるわけでありませう。そういうことで心配される方がいらっしやいました。そういうことから、この畑かんというものが、もし、そういう併合にな

った場合には、土地改良法は優先して運営されるということになりますと、結局3分の2というものの同意があったという形でいきますと、結局、反対していた者もすべてがその傘下におさめられて、その賦課権というものが、ずっと水を使わなくても未来永劫に賦課金を納めなきゃならんと、全く、畑かん難民という言葉が生まれるというわけでありますね。そして、朝日新聞の調査によりますと、ダムからの取水で、今現在、どれだけの人が使っておるかという調査が、データが出ておりますが、それは26%の人が水を使って、あとの74%の人は水を使っていないというデータなんですね。その74%の人は畑かん難民ですよ。これは水を使わないのに、ま、全国平均で相当、ま、賦課金が5,000円くらいですかね、そういうことになりますと、その人は1年に何万とそれをずっと納めなければいけないと、いろいろあの、ブログを調べてみますと、そういう、あの、土改連の方に質問が出ております。「私は東京に来てもう15年になりますが、その後、ずっとその請求書が私のところに来ます。何とかこれを止める方法はないんですか」というような質問なんですね。で、そういう場合には、これは、答えとしては、結局土地を手放すしかないんですよという答えでした。しかしその場合の、未収金整理はしっかりしてもらわないと、あとに移動というもの、そういうものでもできませんよと、いうようなことですね、そういうことからですね、この、はっきり事業を始める前に、どういうリスクというものをしっかり伝えておかないと、あとで大きなトラブルがなるというようにございまして。ま、金融の取引の場合は、保険でも投資信託でも何でもですが、必ず目論見書というものを送って、そして了解のうえに、そのうえにはっきりとした、これはリスクがあった場合には自己責任ですよということを念を押されて判子を押すわけですね。畑かんの場合は、ただ、あの、同意書を見ると、そういうものは何もありません。同意しますということだけであります。これではちょっと手落ちではないかなというふうに思うわけです。ある憲法学者は、この農地、土地改良の法というものは、戦後間もない昭和24年にできたものだ、あの時は非常に食糧難で困っていたから、3分の1は強制してもいいんだと、そして、食糧増産を優先に考えた時代の法律だということで、しかし、今は、考えてみますと、この畑かん難民というように考えると、結局これは財産権の侵害という憲法違反になるんだと、いうふうなことの学者がいらっしゃるようございまして。ま、そういうことで、実際のそういう、ま、東京からの質問にあったようにですね、70何%の人がそういう利用していないのに税金同様の賦課金というものが課されるということと、これは泣く泣く泣き寝入りするしかない、いうことございまして。大事のそういうことを、させたくない、してはならない、こういうふうになるわけであります。

○議長(川越 忠明君) ええっと、日高喜義請求代表者に申し上げます。発言の時間の制限を越えていますから、簡潔にお願いします。

○請求代表者(日高 喜義君) ええ、ま、全国の方々がこの激震のあとの川南のありかたというものを、いろいろとメディアで見ていると思います。どうか、署名の人の1,029名、1,000人という人の意見を真摯に受け止められて、今度の議会の採決には、どうぞ、この、条例廃止について賛成をいただきたいと、これが、1,029名の代弁として、私の陳述を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長(川越 忠明君) 次に、金丸浩成請求代表者。

○請求代表者(金丸 浩成君) よろしいですか。ええ、口蹄疫で日本全国から注目される大変な激甚災害に見舞われている川南町で、いま、このタイミングでこれをやるということに、ちょっと違和感を感じております。いま、町民が考えていかなきゃならないのは、いま、生活が困りそうになっている畜産農家の方あるいは、その周辺で仕事をされている方の心配、そういう心配があります。しかしながらですね、この問題、切原ダムの問題ですが、これは、後々にボディブローのように、あの、ダメージが効いてくる、そう条例、そういう危険性をはらんだ条例だと思っておりますので、答弁させていただきたいと思っております。え、まず、あの、私、みやざき市民オンブズマンの代表をやっておりまして、本来、情報公開の、こう、促進をするというグループなんですけれども、情報公開の仕方がわからないとか、ま、そういう相談を受けております。それで、農家の方から相談を受けまして、当初ですね、ちょっと、半信半疑のところもあったんですけども、さまざまな情報、資料、データ等を公開していく中で、いろんなことがわかってきました。え、町民として、ま、オンブズマンというよりもですね、町民として感じたことを述べさせていただければと思います。

まずですね、農家の方のサポーターみたいなことを、情報公開のお手伝いを最初やっていたんですけども、どうしても私が気になり始めた事案がですね、昨年、ある、えっと、議員さんの質問の中で、川南町の国民健康保険税が、残金80万しかないという話しが出まして、それでびっくりしたわけです。で、うちの町の財政って大丈夫だろうか、心配になりまして、それから畑かんの金額が大きいもんですから、うちの町で大丈夫だろうかという心配をし始めました。切原ダムのこの計画ですね、事業計画、これはもう皆さんご存知だと思いますが、これが始まったのがですね、計画基準年、昭和49年になっております。ところが、国土交通省が保持しております切原ダムの建設許可、このデータを見ますと、昭和33年から切原川の調査が始まっております。ということはですね、約50年、半世紀も前から計画されていたということがわかるわけです。となればですね、50年前、半世紀前と、当時と、今では、農業を取り巻く環境、経済、政治的状況、これは大きく変化しています。昭和の末期、町に袋谷川頭首工計画として、第1回目の尾鈴土地改良事業が出てきたときにはですね、予算は317億、そして、現在は、総予算390億に膨らんでいます。で、県営事業はいつまで続くか、いくら膨らむのかわからない状態、そんな状態で国民健康保険税の話し、そして、それに伴う増税がありましたので、非常に落胆しております。それに加えて、突然、川南町は口蹄疫の災害に見舞われ、税収の落ち込みは、今後の町の財政に深刻な影響を与えると、誰もが考えています。今、必要がない方も、万が一に備えて給水栓を設置しませんか。などという税金の使い方をよしとする町民がいるのでしょうか。地方分権に伴い、国営直轄事業の維持管理費を地方に持たせるのはおかしい、という議論が、全国的にあります。そんな中で、なぜ、国営造成施設の維持・管理負担金を町が払う条例なのか、そのへん、理解に苦しみます。尾鈴土地改良事業は、平成5年概要公告が出され、平成9年に着工し、対象農地1,580ヘクタール中、給水栓の設置面積が147ヘクタール、これ全体比で言いますと、進捗率が9%。平成9年に自由選択方式という方式で着工、平成13年に唐瀬原土地改良区で県営事業に着工したわけですが、平成22年の給水栓の設置面積は、147ですから、非常に少ないといわざるをえません。で、数字聞いてるだけでよくわからなかったんで現場に行ってみました。参考資

料のほうのですね、写真資料がございますでしょうか。ええっと、これですね。尾鈴北1という資料を見ていただけますか。ええっと、尾鈴北1行きますとですね、線路は続くよどこまでもじゃないんですけども、パイプラインのラインがずーっと続いています。で、給水栓を探したら、なかなか見つからない。たまに給水栓が見つかったと思ったら古い形のもの。これは、前の、以前のもので、畑かん事業のものだと聞きました。新しいものがあるにはあったんですが、これは、右の方ですね。あ、写真がいっぱいあってちょっとわかりにくいかも知れませんが、ええっと、ペーパーとしては、甲1と書いてあるやつが一番最初にあるやつ。請願書の方ですね請願書、平成7年に作られた請願書、その3枚目の話しを今しています。尾鈴北1の状況というのを見てきまして、590ヘクタール中147ヘクタールないし146ヘクタールというのはどんなもんかなというんで、つぶさに回ってきたところ、パイプは埋まっているけれども、給水栓がなかなかないと、いうことで、違和感を感じました。それからですね、都農町と川南町の境目に、えっと、次のページ見ていただけますか、白黒でちょっと見にくいかも知れませんが、名貫川があります。名貫川の都農町と川南町の境の轟淵という美しい淵があります。そこはですね、この写真ですね、え、普通の日でこの程度の水、大雨が降るとですね、集中豪雨後などはこのように増量します。河川が、尾鈴山酸性岩という岩質で、地下浸透が少ないため、雨は河川流量に直結します。これが、川底がアカホヤとかですね黒ボク土、火山灰土や礫、粘土の平田川とは対照的です。そして、その、これはあの、轟の橋の上からなんですけど、反対側を見るとですね、用水路がここに、分水が分かれております。で、この用水路が、どこまで続くのかって、ずうっと行ってみましたところ、八幡、竹浜、平下、鍛冶別府から篠別府、名貫、猪久保、番匠、分子村から甘付に至っています。で、途中の篠別府のあたりで、また湧水がありまして、量が増えます。そして、これが甘付に続いています。甘付に行ったところで、ええ、これわかりますかね、ええっと、給水栓が埋もれています。ええ、開けてみると、使用するときには土地改良区にご連絡くださいと、いうタグが入っておりました。ええ、ま、開閉栓方式という方式で取ったら、こういうふうなものがいっぱいできるんじゃないだろうかというふうに不安に思っております。では、ええっと、ええ、町長さんの方からですね、意見書という形で私のものが出ていると思うんですけども、ええっと、千字以内という短い字数制限がありましたものですから、法律関係のエッセンスだけしか入っておりませんでした。それでこのような誤解を生じたのかと思いますので、多少訂正をさせていただきたいと思います。町長さんの意見書というのはございますでしょうか。ちょっとこれ見てください。ええ、お題はですね、「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例」これ、明確に国営尾鈴土地改良事業の施行に伴いと書いてあります。ですから、1, 580ヘクタールの土地改良区、尾鈴土地改良区(仮称)というのを想定しているものと考えられます。さて、ここにですね、本条例は、4行目、さて、「本条例は尾鈴畑地かんがい事業で設立される土地改良区に対する運営費助成について、町の方針を明確にして欲しいという受益者からの請願を町議会が慎重に審議された結果採択され」と書いてあります。ええっと、それで私もいろいろ資料を集めているわけなんですけれども、ええっと先ほどの資料の1ページ目ですね、甲1というやつをご覧ください。おそらく、その請願っていうのは、これが該当するもんだと思いますが、ええ、請願者が、川南町土地改良協議会、これは聞いたことがないです。

尾鈴農業協同組合、これの、一般的に土地改良事業でいうところの受益者とはちょっと違う気がします。大久保養豚農業協同組合、これも受益者じゃないような気がします。川南町漁業協同組合、これも土地改良区とは関係ない気がします。川南町商工会、これも違うような気がします。川南町新ひむかづくり運動町民会議、これは聞いたことがありません。それから、川南町農業委員会というのが有志に変わっておりますが、これは行政関係者なので、請願の、としては不適切ということで書き換えられたものだと思うんですけども、ええ、受益者からの請願があったのではないかと私は思っております。次ですね、ええ、これ、なぜ町が各団体を受益者と呼称したのか意図がわかりませんけれども、え、まずはここに書いてある各団体の関係者に聞きましたところ、漁業関係者の方ではですね、畑作農家の多くが必要としていると聞かされたから、彼らの力のなろうと思って請願者になったと、ええ、畑作農家が事業計画に反対していることは知らなかったとのことでした、で、今回、条例廃止請求に賛同し、署名した方の中には、国営事業の申請人や当時推進者だった方もいます。で、これ、聞きましたところ、6年以内に終わると聞いていたが、時間が経ち過ぎて農業の形態が変わった、町がこれどうこうできる規模の金額じゃないだろうと、これは国が責任を持つべきじゃないか、町じゃなくて国じゃないのかと、時間が経ち過ぎてもうわしも年をとった、これから先数年後にできても、もうこの世になどいないわと、などのご意見が聞かされました。で、法令違反についてなんですけれども、ええ、町の方はですね、法令には抵触していないと判断しておりますということなんです、私はちょっと違う考えを持っております。ええ、当事業に関する過去の資料、川南町議会議事録ほか、資格者農家団体が、町や農水省や、ええ、建設省に出した意見書、意義申立書などの資料から判断するに、平成8年の条例改正の原因、直接の原因はですね、各受益団体の請願ではなく、平成7年の町長の確約書と考えるのが自然だと思います。ええ、次の、資料の甲2というやつですね、請願の次のページ。これが起点になって、この条例ができたものと理解しております。ええ、この確約書の中の5番目、「自由選択で生ずる未施工部分の経常賦課金が徴収されないことにより、尾鈴土地改良区(仮称)の運営費が不足する場合は、町が運営補助します。」と書いてあります。ええ、議会を通過するのが平成8年ですから、これ、議会通過する前に、残念ながら前の町長は、運営補助することを約束してしまってるんですね。これは議会軽視、町民軽視ではなかろうかと私は考えます。何より問題なのは、土地改良区の、賦課金の徴収に関することが書かれているということです。ええ、ここが一番問題になるんですけども、土地改良法第36条、経常の賦課金の徴収というところがあります。そこはですね、それによりますとですね、土地改良区の総代会、これはですね、会社法にのっとって運営されることになっております。したがって、経営責任者が、土地改良区総代会理事会ということになります。で、給水栓をつけなければお金は取りませんと、あるいは、栓を開かなければお金を取りませんよということを仮に責任のない誰かが言ったとして、いざ、経営が始まったとします。今のこの状況ですから、町の財政が悪化していつまでも補助していくことは不可能になることも考えられます。そのときに、土地改良区の方々はどういうふうになっていくんだろうという心配があります。ええ、つまりですね、これ、町が、行政が、土地改良区の賦課金の徴収について決めちゃなんののです。これは、土地改良法からいえば越権ですし、地方自治法からいえば、裁量権の濫用ということになるかと思

います。え、根拠法令は、地方自治法第232条の第2項、になりますが、ええ、行政が土地改良区の賦課徴収方法を決めちゃならない、これが破られてる、それがこの確約書です。そしてそれに基づいてこの条例ができてるといふ、この生い立ちに問題があると、ま、思われます。で、確約書の方で生ずるもの、ええ、先ほど申し上げましたように、ええ、第232条の2項に抵触すると、これいくらかかるかわかりませんからね。あの、今、ええ、390億とってますけど、県営事業が終わる頃にはいくらまで膨れ上がっているかわからない。ええ、40年前、30年前、水が欲しいと思っていた人たちも、もういまや70代、80代。となれば、それを担う人たちどんどん減っていると、いう状況があります。そうすると、1人あたりの賦課金が相当高くなっていくんじゃないかと、じゃあ、町民の僕らに加勢できるかと、できるもんならしてあげたい。ですから、今回ですね、ちょっと勘違いがあるんじゃないかとおそれていたとおちよっと勘違いあったようなんですが、ええ、尾鈴北1の助成に対して特にやめるとかいうことをいってるわけじゃないんです。590ヘクタールの尾鈴土地改良区っていうのがあります。これは、実体があります。実体があるから、予算が組めます。当然、町長がここに書かれているように、予算組んで出してるんだから、これ違反じゃない。そのとおりです。北1についてはそのとおりなんです。ただし、国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区、尾鈴土地改良区(仮称)は、存在してないんです。ええ、存在してないものに対して、補助金の交付ができるかっていうお話しなんですけど、ええ、ええっとですね、4ページちょっと見ていただけますか、あの、本論の4ページです。ええっと、法律関係のものは四角に一応囲んどきました。存在しない改良区への補助金は交付できません。これを今から簡単に立証します。高鍋町、まず尾鈴北1とは、高鍋、川南開拓事業、青鹿ダム事業に伴い設立された唐瀬原土地改良区のことです。平成19年に、名称変更を総代会で決議し、唐瀬原土地改良区は、解散終了の手続きを行っていませんので、青鹿ダムの水利権、義務を継承する改良区と認識しています。法手続き上そうなっています。実体のある土地改良区が交付金の申請を行い、毎年議会で承認を得て、その既決予算の範囲内で助成を得られるのであれば、そもそも、この条例が必要ありません。で、ちなみに、他の市町村では、土地改良区への補助金交付要綱というのを定めています。国庫補助金の採択要件は、市町村が支援することですから、要綱を設けて事業を支援してるということであれば、これでクリアできます。他所はそうしてます。で、それで、これを条例廃止の対案と考えていただいて結構です。問題は、5条の付則2なんですけども、ええ、5条の付則2ですね、「尾鈴土地改良事業の施行に伴う土地改良区設立前において」と、この前においてという条件がついてます。この、前においては、今ある土地改良区ですから、要綱があれば足りるわけです。ええ、次、法令根拠の本題に入ります。地方自治法第14条第1項、5ページですね、5ページの真ん中あたり。「普通地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。」これ、言い換えますと、法令に反する条例を制定することはできないということです。以下、地方自治法から当該条例を検証してみます。また、当該条例は、水利組合の補助金について論じられてますので、次に地方自治法第232条の2項から検証してみます。先ほどちょっと触れたものです。ええ、寄附又は補助、地方自治法232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」これがですね、

よく問題になるのが、公益上必要がある場合をどう認定するか、これは恣意的じゃないのかとか、よくあるのが、第三セクター、つぶれかかった第三セクターへの市町村が補助する場合、それをちゃんと返してもらうようになってるのか、ただ補助するのか、ただ補助するんであれば、返ってこないのか、町民の公益は損なわれるんじゃないか、という議論とか、よく法廷に上がっております。で、これをです、クリアするにはどういうふうにすればいいかと言いますと、行政実例昭和28年6月29日自行行発第186号によれば、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」という見解が示されています。行政実例でいう客観性をどのように担保するか、その判断基準が問題となります。客観性の判断基準について、補助金適正化法第6条、補助金交付の決定というのがあります。これが参考になるかと思えます。「各省各庁の長は、(1)補助金等の交付の申請があったときは、(2)当該申請に係る書類等の審査及び(3)必要に応じて行う現地調査等により、(4)当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、(5)補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、(6)金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をしなければならない」とあります。ええ、チェック項目、判断基準の項目が6つほど掲げてあります。第1のポイントはですね、このケースで、この尾鈴土地改良事業のその、条例で一番問題になるのは、補助金の交付申請がなければ、必要な審査ができないということです。当該条例の補助対象は、国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区ですから、尾鈴土地改良区(仮称)を指します。しかしその改良区は存在しません。当然、存在しないんですから、補助金の交付申請はありません。申請がなければ、審査が行えないので、町も議会も客観的に公益上必要と判断することはできないんです。これを客観性の欠如といいます。補助交付申請前にこの条例の悪いところっていうか、欠点ですね、補助交付申請前に、補助金交付を決定すれば、それ残念ながら、裁量権の濫用と言い、違法性が問われます。ちなみに、濫用とは、裁量の範囲内だが許されない行為に対す評価のこと。ええ、請願が上がったからいいじゃないかっていう話しが多分出てくるかと思えますが、でも、それでも、書類を審査して、適正に使われるかどうかのチェックをして、これだけやってますよって町民に見せられる形を作っておかなければ、客観的とはいえないということです。それともう1個の問題。この補助金交付の裁量権者は誰か、地方財政法第16条、こう書かれております。「国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。」主語が、国は、になってます。国が補助金を交付するのであって、町が交付するのじゃないんですね。そもそも、最初の議論に戻るんですが、国営尾鈴土地改良事業の主軸である切原ダムは、国営造成施設です。国営造成施設の補助予算は国会で決められます。残念ながら町議会では決められません。国営造成施設の維持管理または保全の国庫補助を交付するかしないかの裁量権は、これは国にあります。ですから、私たちが、町民が言いたいのは、身の丈に過ぎたものを交付するというような条例を出すんじゃないかって、できる範囲ではやりたいと思うけれども、条例に書いてしまうと相当強いものになってしまいます。基本的に、私が

考えるに、国の責任でやってる事業ならば、国が責任を持つべきというふうに考えます。では、予算をとまなう条例、規則等についての制限、これを要旨の一番最初にもってきているんですけども、町長が書かれているところの一番最後の方ですね。地方自治法第222条の第1項には抵触していない、それはそうです。え、町長と申しますか、あの、執行部は、尾鈴北1のことを例にとって話しておりますので、話が食い違います。私が問題にしているのは、まだない、存在しない土地改良区、今、尾鈴北1は、919万円設立当時、年の経費が既に919万円でやれております。で、国の、国と県の補助は300万ほど、町の補助は350万ほどと聞いております。そして残りを賦課金の徴収で賄っておると聞いております。その範囲で何とかなるんだったら、もしかしたらいけるかも知れないと思いますが、これが毎年、6,500万、7,000万になって、栓を開けなければ使わないでいいよ、とにかく着けさせてくれとやってしまった場合、全体が賦課金が発生する地域になります。そのときに、どこからどういう理由で予算を持ってくるのか、国が面倒見てくれるんだろうねということで、私、再三、農水省の霞ヶ関の方に電話を入れまして、うちの町は財政規模ちっちゃくて、ちょっと心配なんだけど、どうよ、と聞きました。そうするとですね、あの、心配ありませんと、国民の方が心配することはありませんよと、農家が払いますからといわれました。ちょっと待て、私、川南の人間ですんで、親戚縁者友だちに農家たくさんいます。みんながつぶれて喜ぶやつはいません。ええ、あんたたちがやってんだから、あんたたちが責任持てよなんていうのは、ま、言ったんですけども、でも、うちの町は条例がありますんで、ええ、国と県と話したときもですね、おたくは条例で自分で払うといってるじゃないかと、こういわれてしまいます。非常に悔しいです。ええ、ただ、これはですね、地方自治法の原理から言いますと、地方公共団体の長は、条例その他、議会の議決を要すべき案件が、新たに予算をとまなうことであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みがえられるまでの間は、これを議会に提出してはならないと書いてあります。これ普通地方公共団体財務11ページ通知の中に解説があるんですけども、これ簡単に言いますと、毎年の既決予算で処理しえると認められる場合、これはオッケーです。そして、町が予算案をつくり、それを議会に出されたとき、これも確実に予算が執行できるんで、オッケーです。簡潔に言えばですね、予算案と条例案がセットでなければ、新たに予算を伴う条例は議会に提出できないというものです。これ、予算案が作れないっつうのはわかりますね。土地改良区がありませんので、いくらかかるか予算が作れないわけです。だからこれ議会に出しちゃいけなかったというふうに考えます。これは、補助金適正化法第6条の例により、助成対象の土地改良区がないため、予算を伴った条例案を議会に提出できないということです。それから、ちょっと後戻りすることになりますが、この条例を作らざるをえなくなった理由として確約書があります。確約書は、その前があります。自由選択方式と開閉栓方式の条件付き同意、これの違法性についてちょっと語ります。土地改良法第36条、これ、先ほど申しましたように、土地改良区の総代会が決めることになってます。町長には、残念ながら裁量権はありません。ですから、裁量権がないことをやっちゃうことは、裁量権の逸脱と言います。この評価がつきますと、先ほどの地方自治法第232条の2に抵触するということになります。で、そもそも、自由選択制と開閉栓方式には問題があります。給水栓を設置しなければ賦課金を徴収しないという条件、その説明で同意書を集めた結果、先ほど見たように、

尾鈴北1は、国営事業は進んだけれども、7割以上の農地に給水栓すらない、こう、異様な光景が広がっています。次に、開閉栓方式。これを聞いたのは、平成20年の8月だったと思います。尾鈴北2地区の農家の方から相談されて、それから書類を見て、意味がわからなかったのもので、事業計画書を見せてくれということで、事業計画書の公文書開示請求をしたと、いうところから発端になっております。これは、給水栓を設置しても、栓を開けなければ賦課しないというものです。え、これはですね、先ほどの甘付のパターンで見たように、使われずに草に埋もれていく給水栓が増えていくんじゃないかというふうに思っております。これは税金の無駄の象徴だと思います。そもそも、今、町の財政、非常に苦しい状況にあります。国保税上がって、僕らも頭にきてます。ちょっと言葉悪いですけど、頭にきてます。ま、そういう状況の中でですね、口蹄疫の問題が発生し、それどころじゃないでしょうという状況があります。で、お金払わんでもいいから、栓さえ開けなければってということで、このまま続けていってというのは、町民としてどうしても許せないものも感じております。ちなみにですね、地形地質、地域の水利史を検証すれば、切原川に依存しなければ農業ができないような地域は、川南にはありません。こちらの写真見ていただけますか、「切原川の正常流量と利水量に関する考察」これはもう読む時間がないので、あとで見ておいてください。ええ、切原川は、橋のたもとから見るとこれです。ええ、僕はこの川を見たときに、驚きました、地表が高さ61.9メートル、巾が200メートルを越えという巨大なダムです。他のこのクラスのダムを調べたところ、190万トンという数字はほとんどないんですね。ええ、数千万トン単位、少ないところでも500万トン、これはえらい高い水代になると思いました。それから、ここに水が溜まるんだろうかというので、地質調査をやってみました。次のページ、名貴川と明らかに違います。皆さんご存知だと思いますが、赤土と瓦礫の層でできてます。そして、一番下にあるのが、切原川ですけども、この下に砂岩泥岩の岩盤層がありますが、そこに作っているんで、堤帯は大丈夫だろうと、持たせようとは考えたいところなんですけれども、征矢原活断層、それから、青鹿の下に川南原活断層という断層があります。それがその先に延長してないとはちょっと断定しきれない。というのが、砂岩泥岩にこういう断層の亀裂を発見したからです。これは、その上ですね、えっと、道路作ってる最中に土砂崩れしたっていうのが、グーグルやヤフーの、あ、ヤフーじゃねえ、あの、グーグル・アースというやつで見ると、今もこれ出てます。土砂崩れが起っております。こういう地層ですんで、これを作ったとしてもですね、80年持つことになってますけれども、堆砂率はすごく高い、すぐに埋まってしまう可能性がある。となれば、維持管理費は、7,000万どころの話じゃなくなるんじゃないだろうかという不安も抱えております。そのあたりについてですけども、その前にですね、次の4ページ、水量、これまた見といてください。切原ダムと宮野原川の合流する地点の一番下の方、プールになっているんですけども、水深が約1センチ、幅8メートル、こんなもんです、切原ダムと宮野原川を足してもですね。特に集中豪雨のときは別ですよ、ただ、普段はこんなもんです。これらの数値については、この中にまた詳しく書いてあるので、読んでください。ええ、もうあと1分しかないので、ええ、結論を、全然時間が足りないんですけども、またですね、特別委員会なんかで、ええっと、お話しを、皆さんのご意見とかも聞いてみたい、私もわからないことがあったら何でも聞いていただきたい。私の思い込みであつたらいけないので、皆さんの考えも、それ違う

よ金丸君みたいなことで言うていただければ勉強になるかと思えますんで、そういう機会をもつていただければ幸いかと思えます。一番言いたいことはですね、ええ、土地改良区への補助金、交付要綱を定めれば、一応の要件は満たすと考えます。条例は結構危険な橋だと思えます。そして、この条例があるがゆえに、農家の方々から町が突き上げられる日がいつか来るんじゃないかと思って心配しております。そうすると、どっかからお金をとってこなきゃいけない。我々の増税ということも考えられるわけです。

○議長(川越 忠明君) 請求代表者をお願い申し上げます。時間が来ました。

○請求代表者(金丸 浩成君) 負の遺産を子々孫々に残さないために、法令に反する当該条例は、廃止すべきと考えます。慎重審議のうえ、判断よろしく申し上げます。以上です。

○議長(川越 忠明君) 以上で、請求代表者の意見陳述を終わりました。10分間休憩します。

午前10時21分休憩

午前10時31分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 国営土地改良事業に係る補助条例の廃止を求める直接請求について、その理由として、将来にわたる財源根拠がなく、地方自治法違反だとしています、町長は意見書の中で、本条例は何ら地方自治法に抵触していないと判断していると述べています。その根拠を示してください。また、将来にわたる財源の有無については、未施工地が減少し、賦課金の肩代わりが減少するか、未施工地が多くても、肩代わりする正当な理由があるかによります。どんな見通しをお持ちでしょうか。それとですね、財源根拠ですが、本条例は、平成7年国営事業の認可申請に必要な同意を得るために示した町長確約書を財政的に裏付けるために制定されたものです。確約書は、施工は自由でよい、強制しない、未施工地の賦課金は、町が肩代わりとしています。この肩代わる部分の町条例が必要になりました。町議会は平成7年8月、一度は否決していますが、農協など7団体の請願をもとに採択されました。このように将来にわたる、財源根拠とは、未施工地の多少によるものと思われま。町長は、この未施工地問題をどう認識されているのか、お聞きします。いかがでしょうか。

○議長(川越 忠明君) ええ、内藤議員に申し上げます。質問の内容が逸脱しておると思えますので、条例の件について質問をお願いしたいと思います。

○議長(川越 忠明君) 議案に対する質疑をお願いします。

○議員(今井 伸二君) あの、この意見書は、本来ならですよ、あの、この議案は、直接請求者約1,000名がですよ、町長に対して依頼してるんですよ、選管から審査されたものを。だから、町長の議案提案は、1,000名を代表してすることになっちゃったですわ。だから本来、この意見書たるものは、あの、直接請求者と、本来ならですよ、話し合いをしながら作っていかないかんもなってますよ、本来。だから、議案の中に、私は含まれてると思えますよ。

○議長(川越 忠明君) はい、含まれていると思いますけども、それを整理してひとつ、質疑をしていただきたいと思います。

○議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時39分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

○町長(内野宮 正英君) ええ、内藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。まずあの、条例につきましてはですね、こらま、自治法の中で当然請求することができるわけで、

○議長(川越 忠明君) 傍聴席に申し上げます。静粛をお願いします。

○町長(内野宮 正英君) あります。それから、222条の関係についてであります。これは、条例が、ま、議決施行された場合、その年度中に義務費となり、直ちに債務を負担しなければならないような場合、そういうような場合においては、あの、そういう議会の、に、その、提出して、その適用がある、この条項がですね、適用されるんだと、こういうことでありまして、次年度以降の予算措置についてまで、この条例がですね、この条例によりまして、要求がされると、そういう、その、義務的負担がずっとですね、ま、金額、その、要求をされる趣旨ではないと、ま、そういうふうに解釈をされているということでございます。それからあの、財源の話がございましたが、大きいえばですね、これは一つの、ま、その、農業振興政策だと、いうふうに考えております。ま、そういうことから、将来の、が、どう、どの程度になるかというのは、ま、今の段階でですね、想定できるわけではありませんけれども、ま、そういうことから、やはり、町財政との関係も絡みもございまして、それあたりは十分勘案をしながら、これは、やっていく必要はあると、ま、そのように思っております。ま、そういうことで、基本的には、農業振興対策のためですね、やっぱり、政策的な予算だというふうに理解をしながら、やはりあの、対策は行っていく必要がある、ま、そのことが将来のですね、やはり農業振興につながっていくと、そのように理解をいたしておるところでございます。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 給水栓設置率が25%、しかし、回線方式後は70%以上の設置同意となって、普及促進が期待できると、あの、意見書の中であるんですけど、これは、給水栓を形だけ増やただけで、未施工地の減少ではありません。21年6月議会において、未施工を未開栓とする条例改正を行っています。しかし、いくら設置同意が進んでも、開栓しない限り、未施工地の町費肩代わりは変わりません。本当に水を利用して成果の上がる施設園芸など、畑地の水利対策なしに未施工地は減らないと思います。未施工地を減らすためには、設置同意率ではなく、水利対策をどう進めるかにかかっていると思います。一方、確認書の、施工は強制しないという問題です。私は、条例改正には、確認書との整合性を欠くために、反対しましたが、改正された条例では、給水栓設置も開栓も強制しないということです。

○議長(川越 忠明君) 内藤議員に申し上げます、一般質問ではございませんので、よろしく。

○議員(内藤 逸子君) ええ、わかっています。畑地かんがいの効果が見えないから強制できない

のだと思いますので、水田の水利と畑作水利は、特殊な利用で、尾鈴北第1地区で施工同意は4分の1、この人たちにとっては、大事な生産基盤で、少数者のための畑地水利事業でありますけど、あの、水利権は全員保証されているんだと思います、それで、この事業が進められているっていうこと
の理解で私はしてるんですが、いいでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) ええ、水利権についてはですね、これはもう当然なことだと思います。やはり、設置をしていただいて利用していただくことはですね、管内の皆さんには同等の権利があると、そう理解いただきたいと思います。また、現在ですね、その、通水が、その、年間通水と、こういうことになっておりませんので、ええ、まあ、そういうことから、本来のですね、やはり目的としている畑作の振興について、ま、十分機能していないことは、ま、事実でありますし、また、そのことが、開栓になってないと、ま、このことはですね、いえるかというふうに思っております。従って、より早いダムの完成によってですね、やはり利用できるような方向を、ま、私たちとしては、国に求めているわけであり
ます。それから、併せて、その水の利用方法と、これが、ま、畑作プロジェクト等でもやっておりますが、ま、さらにですね、これらを促進をして、営農振興上メリットがあるような方向での調査研究、また、そのことによる普及をやっていく必要があると、このように思っておるところでございます。

○議員(内藤 逸子君) 土地改良法では、3分の1以上の反対者も土地改良区の定款に従うこと
になりますが、受益の異なる畑地かんがい事業では、国、県の相当の財政支援、自治体の支援も不可
欠ではないかと思えます。町長確約書の自由施工、施工を強制しないという事業推進は、土地改良
法とは異質の対策です。川南町長が、国や県の指導なしにできる政策ではないと思えます。その
点を明確にしないと、住民請求には立ち向かえないと思えます。いかがでしょうか。未施工地を減ら
すための畑地の水利政策の重要性と、一様に強制できない畑地水利の特殊性に対し、国、県の支
援は欠かせないと思えます。町長確約書と補助条例が、同意取得の便法ではなくて、畑作水利事
業に欠かせないという確固たる立場で、本町の財政圧迫を来たさない道を町民に示されるよう強く要
望いたしまして、質疑を終わります。

○議長(川越 忠明君) 答弁はいいんですか。はい。ええ、他に質疑はありませんか。

○議員(林田 幸雄君) ええ、それでは、意見書についてですね、ちょっと質問をさせていただき
たいと思います。ええ、意見書、私たちが事前にいただいておるものと大きく、ま、変わっておるわけ
ですけども、変わっておる意見書の方でちょっと質問させていただきたいと思えます。ええ、この意見
書の中ほどにあります、国営造成施設等保全更新円滑化対策事業につきましては、ま、この、ここに、
ま、書いてあるとおりでありますけども、ま、更新等については、自助努力の中で積み立てをしていき
なさいよということで、ま、この部分、事業仕分けで仕分けにあい、大幅なカット、ま、廃止ということで、
されておるわけですけども、4行下ですかね、国営造成施設の管理費助成事業は、ま、異なるもので
す。これはま、異なるわけですけども、この国営造成施設の管理費助成事業、国のこの、尾鈴土地
改良区に対する助成金額が、どれくらいのものか、わかっておればですね、ちょっと教えていただ
きたいと思えます。それから、ええ、もう1点、この、本条例の財源も土地改良区の助成費として当初予
算で計上し、3月議会で承認されております、とあります。これはま、そのとおりですけども、ただ、こ

の条例改正を提案されたとき、議案質疑でも述べさせていただきましたが、運営費はいくらかかるんですか、計算できてない、だから提案できない、ま、国の管理費助成等で半額程度に圧縮できるんじゃないかと、ま、思惑で答弁をいただいております。ということであれば、金額がわかってないわけですから、その財源も提示できないというのは、もう当然のことです。ま、そうなりますと、地方自治法における提案の仕方にも大きく問題があったんじゃないかなと思いますけども、そこあたりをどう捉えられておられるのか、その法的な根拠も示してご見解をいただきたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) 林田議員のご質問であります、更新円滑化対策についてはですね、これはまあ、補助事業があるなしということでなくて、やっぱり将来的にはですね、やはり運営費の残等が出た場合には、やはり積み立てをしてしていくということは非常に重要なことだと、そう思っております。ま、これが補助事業がなくなるという話しかというふうに思いますが、しかし、将来的に向けての対策ちゅうのは、これは土地改良区として必要な話と、こう思っております。それから、管理体制型とこの助成が今、行われておまして、これの継続をやっていただくということが、土地改良の事業の運営を、組合の運営をですね、円滑に行ううえで、非常に必要なんだと、こういうことから、ずっと要望もし、国もですね、現在も認めてきておるものであります。従って、これらは、今後ともですね、要求はしていかなくちゃいけないと、こう思っております。またあの、運営費のかかる関係についてであります、これは、基本的に申し上げればですね、やはり、開栓をされて、その負担の中で運営をしていくということが原則であります、ただ、当初の段階では、今の面積からいうとまだまだですね、今からであるということ、それから、ダムが完成して通年通水されていないこと、そういうこと、他あると思いますが、それ他のことから、どうしても運営費がですね、不足をするという場合、これはもう最低限の経費であります。もう人件費と、今後はですね、旧施設の補修とか、そういうものが出てこなくなります。そういうようなこともあるわけですが、基本的には人件費にかかる部分が多い。こういうことでございますので、そういう関係については、町としてもですね、やはり一定の開栓が行われるまでは、助成措置を講じながら土地改良区の運営をしていくということは、これはもう非常に重要なことだと、こう思っております。そういうことから、年度の初めに予算の計上をさせていただいてると、こういうことでございます。で、それが、予算がですね、ずっと将来にわたって一定の額を助成するんだとか、そういう形ではないと、こういうことから、222条の1項、地方自治法に違反するものではないと、こういうことで説明をさせていただいてるところであります。それで、管理体制の助成額については、担当課長からご説明を申し上げます。

○農村整備課長(横尾 剛君) 林田議員のご質問にお答えいたします。管理体制で尾鈴北第1土地改良区に助成しております金額ですが、平成21年度は、319万3千円ということでございます。

○議員(林田 幸雄君) 尾鈴北第1のことを聞いているわけじゃないからですね、尾鈴北第1については、そもそも、過去から現在も補助金成邦の支援等で500万から700万程度の補助金が出ております。プラス、排水、青鹿ダムの関係の維持管理費にかかっておったもの、そういったものが700万程度かかっておったわけですけども、平成19年度、この開閉栓方式を取り入れられてから、300万弱に700万程度かかっておったものが、300万弱になっておる、ということで、経常賦課金等につい

ても、非常に厳しいものがあるようであります。そういうことでもありますから、この、北第1についての助成について議論をしておるわけではありませぬので、特にこの、請求に上がっております尾鈴土地改良事業の関係について、意見についての質問をしておるわけですから、ちょっと混同しないようお願いをしたいと思います。この、国営造成施設の管理費助成事業、去年ですかね、宮崎県議会において地元選出議員が質問をされてます。これは、質問した方、答えた方もとんちんかんな答えを言われておるようですが、この管理費が6,500万なり7,000万、年間かかるといわれておりますけれども、それに対しての国の支援は、ということで質問されたかと思います。1,500万ていうと見込めますよという答えを農政水産部長、当時の農政水産部長がされてると思います。ということであれば、将来的にわたってですから、6,500万のうちの1,500万が国から、この管理体制についての助成をさせていただけるということであれば、残り5,000万をどうしていくかという問題が出てくるわけですよ。土地改良区の賦課金でいただく、足りないところは川南町の開閉栓方式に伴う条例改正で支援をしていきますよと、ですから、その支援金がいくらになるのかなと、これは将来にわたってこの支援をしていかなければならない事態がもう発生をしておるわけですが、そういうことであるとすね、非常にこの町の財政にも大きく影響を及ぼしてくるんじゃないかなと思います。そこらあたりを踏まえて、この地方自治法220条第1項には抵触しておらず、大きく抵触をしているんじゃないかなと思いますし、またこの中に、意見には出てきてませぬけども、土地改良法上も大きく抵触をしてくるんじゃないかなと、その、公的な見解ですよ、を、町長に再度答弁を求めたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) まずあの、さっきもありましたすね、6,000万とかいう将来の運営費についての問題であります。これは、最大限のすね、ものを見た場合にこうだという試算をしているということでありまして、これが実際にどうなるかということについては、やっぱり事業の中身を踏まえて、そのうえで見直しをしながら、やはり、やっていく必要があると、そう思っております。中身は非常にすね、説明したことがあると思いますが、そんなもんがあるかというような中身のものもあるわけありますので、それはそれとしてすね、今後の課題だと思っております。ただ、基本的にいえば、これはもう土地改良法の受益者が負担をすると、これはもう、基本的に原則であります。しかしまあ、開閉栓という方式の中での約束事がございすので、町もすね、運営費をより節減をいただきながら、また我々も十分相談を土地改良区からいただきながら、運営費の不足する場合は助成をしていくことが必要だと、そう思っております。そういう観点から、先ほど222条1項の関係についてでちょっと申し上げたわけでありまして、その年度中に義務費、義務的な費用として負担をしなければならない、そういう場合については当然すね、条例が必要になってくるということでありまして、そのことがすね、条例があることが、その後の、以降の年度の予算措置についてまで要求をしているものではないと、そのように解釈をされていると、こういうこととございす。従って、そういう観点からすね、この条例に違反しているということではないと、このように申し上げているところでございす。

○議員(林田 幸雄君) 土地改良区に助成をするなどいってわけではないんですけども、要するにこの国営事業、85%以上の同意をいただいて、その同意をもとに申請事業として事業がスタートしてるわけですよ。この土地改良事業ですから、土地改良事業法でいけば、当然その同意をい

ただいた背景には負担が生じますよという原理原則があるはずなんですよ、3条資格者、その3条に基づいた農地についてはですよ、そこらあたりの説明が今までそうなってきたのかなと、北第2についても設置同意、今60%、70%近い設置同意を再度いただいて県営事業を進めますよということのようですけども、どうもその、給水栓の開閉栓方式にして給水栓をつけても開けなければ負担は要りませんよと、これは土地改良法に大きくずれておる事業の進め方じゃないかなと思います。そういうことがもとで、県なり国も、川南町で決められたことですよ、土地改良区で決められたことですよ、特にこの条例については、川南町の判断でされたことですよ、だから、土地改良区に対する支援も、川南町で責任を持ってされるんじゃないですかという見解の答えを県なり国からもいただいているんですよ。ですから、この条例が手かせ足かせになって、国、県の支援がなかなか受けづらいということにもなっておるんじゃないかな、ちょっと意見書からずれますけども、そういったことについての危惧を抱いておるわけなんです。そういったところをどう町長が捉えられておられるのか、全額、もうその、支援助成をするなどいってるわけじゃなくて、やっぱりあくまでも申請事業ですから、申請に基づいた、やはり応分の負担をしていただきながら、行政支援も併せてしていくんですよという形が取れんもんかな。やっぱりそれを取るべきじゃないかな、それを取るための努力をどうされるのかですよ、町長の見解を3回目、最後になりますけども、求めて質問を終わりたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) この開閉栓方式の導入、このことによって設置を促進したということについては、一つは、やはり県営事業がなくなるという時点においてはですね、全額農家の皆さんの負担になってくると、こういう問題があると。そういうことからですね、町が一時的に設置をして、そして設置したときにその金については回収をすると、こういう形であります。それで、土地改良との関係は、当然開けたときに改良負担金をいただくという流れであります。そういうことから、原則的にいえばですね、林田議員おっしゃるように、その土地改良受益者の皆さんが今回の場合でいうと開閉をした皆さんが負担をするというのが、これはまあ、原則であります。しかしながら、これは非常に大きなですね、利用者だけで当面やっていくちゅうのは、非常に負担が大きいと、そういうことから、運営費の部分で、負担金ちゅうのはもう運営費の部分でありますから、その部分がやはり順調にいかないと、こういうような場合について、町もその負担をしようと、こういうことでされているわけであります。これはもう、ご案内のとおりでございます。従って、今後のですね、やっぱり利用方法と、恐らく、今後のですね、最大、今回の口蹄疫と、こういう観点から、この畑作地帯が非常に大きな酪農、畜産の皆さん方は影響を受けるわけであります。また、この再開というのにしましても、やはりもう半年以上かかることはもう間違いないと、そう思っております。そういう中で、やはり飼料作が非常に多かったわけありますので、この土地をどうするのかとこういうようなこともあります。そういうようなこと等踏まえてですね、やっぱり、より、利用して営農が振興できるような形にさせていただければ、非常にありがたいんじゃないかなと、そのように思っているところでございます。答えがよろしいでしょうかちゅうような話してありますが、あの、基本的にはですね、そういう考え方で整理をさせていただくということだと思っております。以上です。

○議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

○議員(今井 伸二君) 議案第30号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について」、お尋ねをいたします。この条例は、平成8年設立されたものであります。当時は、この条例は私は反対しました、しかし議会の仕組みで合議体でありますので、賛成、議会が。議会の協力を得たということになると思います。そのときから、15年の時を刻んでおります。その時に、条件として、いつ設立される国営事業に賛成するわけには議員はいかなかったと思います。執行部は、私は、この条例が通ったら、速やかに川南町国営土地改良事業の施行に、土地改良事業を設立しなければ、この条例は自然に消滅することになると思います。というのは、平成8年のこの条例の議決のときには、速やかに土地改良事業を組織を作り上げ、平成12年には国営、県営同時に着工し、平成19年には同時完成という目的だったと思います。いまだかつて、意見陳述でもありましたように、補助対象となる国営土地改良区はできておりません。その行政怠慢は、当時も請願が出たわけですがけれども、今も請願が出ていますけれども、その人たちにも迷惑をかける現実があると思います。その遅れに対して、町長はどう考えられているかお尋ねします。

○町長(内野宮 正英君) これはですね、いろんなことがあったと思います、恐らく執行部サイドからすれば、また、議員の皆さん方にしても、やはり、より早い完成を目指してごういされ、施行された条例だと、このように思っております。しかしながら、現実には、非常に遅れたと、こういうことであります。また現時点でも、事業費の削減が行われておりまして、本来なら平成22年度には完成が予定され、最終的には23年度からは溜水ができると、こういうようなですね、スケジュールで進んでいたものが、予算の削減によって、これが遅れると、こういうような状態になっております、そういうこと、あるいは、同意のですね、取得が進まなかったと、こういうようなことも要因としてあるというふうに思っております。しかし、基本的にいえば、この事業を進める観点からいえば、より早い完成によって、事業効果を発現していくと、このことを期待をしながらいろんな政治運動を含めてですね、進められてきたものだ、そう思います。しかし、残念ながらですね、現在ではそうなっていないということは現実でございますし、今後ともですね、より早い完成を目指して努力をしていかなきゃならないと、そう思っております。以上です。

○議員(今井 伸二君) 予算の遅れが事業の完成を遅らせたということの答弁のようですけれども、私はそうじゃないんですよ、私が尋ねてるのは。組織がないのに事業完成は、本来はありえんとですよ。土地改良区の。従って、予算とかそういうものではなくて、この土地改良事業の会計は行政会計ではないんですよ。土地改良事業会計なんですよ、いわゆる法人格を持つ理事を中心にした、もちろんそこにも会計が生まれるわけですがけれども、そこの総会でもって足りない分が足りない予算ということになつてですよ。だから、この国営土地改良事業改良組合が、設立されない限りはいくら足りないかは絶対に出てこんのですよ。だから、私はお金が足りる足りないの議論は空論だと思ってますよ。行政がそのことに対して、足りてる足りないを、言う権限は持たされておられません。土地改良区に持たされてるんですよ、それは。

○議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時17分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

○農村整備課長(横尾 剛君) 今井議員のご質問にお答えいたします。土地改良区のことですが、尾鈴土地改良区はまだ存在しておりませんが、この条例の5条ですか、ここに、できるまでの間、改良区が設立されるまでの間に、改良区その他の団体に補助することができるということで、今、尾鈴北第1土地改良区というのできておまして、ここにその間の補助ということでやっているわけでございます。で、その予算も、付いていると、その不足分も、改良区がありますので、その不足ということで、今、予算化してそれを補助しているという段階でございます。ですから、ま、全体の尾鈴1, 580ヘクタールという土地改良区はまだこれから徐々に設立をしていくという状況でございます。

○議員(今井 伸二君) その他の団体ってということでありますが、本来その他の団体、北第1を指していると思いますけれども、これ、もともと420ヘクタールで、唐瀬原土地改良区、青鹿ダムに90万7千トンの財産を持っていますと、だから、個々の方たちが要求されることにおいては、誰も議員で反対する者はいないと思うんですよ、しかし、少し議案から離れるかと思えますけれども、そういう私のもとの既存的な財産を持っている団体、いうふうに解釈するならば、この人たちが、まだ設立されてない他の団体の予算を要求するっていうことは、私も工区内において3条資格者ですけども、越権行為ということになりやせんですか。それと、この条例に併せて、いつ土地改良区は設立されるのか、その答えは行政がするんですか、それとも北1の申請人がするんですか。そこを明確にお答えいただきたいと思えます。いつ設立されるのか。その同意は行政がやるのか、請願を出された北1の役員、申請人がするのか、そこを明確にお答えいただきたいと思えます。

○農村整備課長(横尾 剛君) 今井議員のご質問に再度お答えいたしますが、尾鈴全体の設立につきましては、今後、設立準備委員会、ていうものを設置いたしまして、その中でいろいろと協議がなされ、それから同意徴収をして設立という段階を踏んで設立されると思えますが、時期につきましてはですね、まだあの、設立準備委員会を設立まだしておりませんで、もう近々そういう準備委員会を設立しようと考えておりますが、それ以後ということになろうかと思えます。以上でございます。

○議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

○農村整備課長(横尾 剛君) 申請につきましてはですね、設立準備委員会の中で練るといってこになろうかと思えます。北1の方々が申請をするのか、また、全体で申請人を設けて申請するのは、その中で検討されると、考えております。

○議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。お諮りします。本案については、14人の委員で構成する川南町尾鈴国営土地改良事業調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第30号は、川南町尾鈴国営土地改良事業調査特別委員会に

付託します。

日程第 2 請願第 1号 「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の存続を求める請願書」

を議題とします。議会事務局長に誓願を朗読させます。

○議会事務局長(永友 尚登君) それでは請願書を朗読させていただきます。

「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例」の存続を求める請願書

1 請願の趣旨

尾鈴地区土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区への助成措置が示されている「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例」を廃止されることなく、継続頂きますよう請願いたします。

2 請願の理由

日頃から尾鈴北第1土地改良区の事業並びに運営につきまして、特段のご高配を賜り厚く感謝申し上げます。

当土地改良区では、県営畑地帯総合整備事業で畑地かんがいの整備を行っています。本事業がスタートした当時から選択方式で事業を進め、営農に合わせた給水栓設置を行って参りました。

現在の給水栓設置率が25%程度ですが、開閉栓方式導入後は、70%以上が設置同意をしており、これからの取組みが期待されます。このため、先進地視察を実施し、散水技術の研修を行い、散水施設の利用啓発に取り組んでいます。また、町が行っている畑作営農プロジェクト班の活動に水利用方法も取り入れた実証もお願いし、利用普及に努めているところです。その結果、確実に畑かんの利用が進みつつあり。徐々にその成果が現れていると実感しております。

畑かん事業の先発地区の一ツ瀬土地改良区内においては、有効な水が整備されたことで営農形態も変わり、生産量、秀品率ともに上がり、収益が伸びているとお聞きします。畑地農業にとって多面的水利用は営農振興上欠かせない社会資産であると確信しています。

今回、町民の一部の方々が、「川南町国営尾鈴土地改喪事業に伴い設置される土地改良区の助成に関する条例」の廃止を求め、直接請求されているようですが、この条例は、平成7年当時に選択方式が採用され、それに係る改良区運営費助成に対し、町の意向を明確にして欲しいとの請願を町議会が慎重に審議された結果採択され、それに基づき制定された貴重な条例と考えております。

つきましては、尾鈴畑地かんがい事業で設立する土地改良区への助成措置が明確に示されているこの条例は、当土地改良区運営にとって最も重要なものと位置づけておりますので、「川南町国営尾鈴土地改良区設置に伴い設置される土地改良区の助成に関する条例」の存続を強く要望し、請願いたします。

以上、地方自治法第124条の規定により上記の請願書を提出いたします。

平成22年5月21日

川南町議会議長 川越 忠明 殿

請願者

尾鈴北第1土地改良区 代表者 理事長（住所略） 比 嘉 稔

以上でございます。

○議長(川越 忠明君) ただいま、朗読したとおりであります。補足説明の要があれば、紹介議員の発言を許します。

○議員(山下 壽君) 川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の存続を求める請願書について補足説明を行います。

請願の趣旨の趣旨、理由につきましては、永友局長が朗読したとおりであります。若干補足説明を申し上げます。この条例は、平成7年当時に選択方式を採用され、それに関わる改良区運営助成に対し、町の意向を明確にして欲しいとの請願を受け、町議会が審議された結果採択され、それに基づき、当時の町議会が議論に議論を重ね、慎重に判断され、制定された条例であります。本条例が制定されたことによって、受益者が安心して畑かん事業の推進をはかり、今日に至っているわけですが、畑かん施設は営農振興上欠かせない重要な社会資本であり、本条例が廃止されますと、本町の畑かん事業による畑作営農に大きな影響を生じることが考えられます。本条例が存続されるようお願い申し上げ、議員の皆様方のご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(川越 忠明君) 以上で説明を終わります。本請願については、調査の必要もあるかと思っておりますので、先に設置しました、川南町尾鈴国営土地改良事業調査特別委員会に付託します。特別委員会において、委員長、副委員長の互選を行います。しばらく休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時35分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。ただいま、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。川南町尾鈴国営土地改良事業調査特別委員会の委員長に【河野幸夫】君、同副委員長に【山下壽】君が互選されました。以上で本日の日程は以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さん、ご苦労様でした。なお、引き続きただいま付託されました議案及び請願について、川南町尾鈴国営土地改良事業調査特別委員会での審査をお願いいたします。

午前11時36分閉会

平成22年第3回(5月)川南町議会臨時会会議録(最終日)

平成22年5月28日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年5月28日 午前9時00分開会

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第30号 | 川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について |
| 日程第2 | 請願第 1号 | 「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例」の存続を求める請願書 |
| 日程第3 | 発議第 3号 | 口蹄疫に対する総合的な支援対策の早期実施を求める意見書(案) |
| 日程第4 | 発議第 4号 | 「口蹄疫対策調査特別委員会」設置に関する決議について |
| 日程第5 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	-----内野宮 正英 君	副町長	-----蓑原 敏朗 君
教育長	-----佐藤 賢一郎 君	会計管理者 ・会計課長	----- 君
総務課長	-----吉田 一二六 君	総合政策課長	-----諸 橋 司 君
農林水産課長	-----押 川 義 光 君	農村整備課長	-----横 尾 剛 君
建設課長	----- 君	上下水道課長	----- 君
農業委員会 事務局長	----- 君	教育総務課長	----- 君
生涯学習課長	----- 君	税務課長	----- 君
町民課長	----- 君	環境対策課長	----- 君
健康福祉課長	----- 君		

午前9時00分開会

議長(川越 忠明君) おはようございます。冒頭に申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願い申し上げます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時01分休憩

午前9時30分再開

議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第 1 議案第30号 「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する助成に関する条例の廃止について」

日程第 2 請願第 1号 「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の存続を求める請願書」

以上、1議案、1請願を一括議題とします。議案第30号及び請願第1号は、川南町国営尾鈴土地改良事業特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の報告を求めます。

特別委員長(河野 幸夫君) 川南町国営土地改良事業調査特別委員会の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました案件について、関係課職員の出席を求め、説明を受け慎重に審議いたしました。

まず、議案第30号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について」についてであります。本案件は、地方自治法第74条第1項の規定により平成22年5月16日、金丸浩成氏ほか958名から直接請求があった、条例の廃止請求であります。請求者は、地方自治法第222条第1項について、「条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」という主張がありました。町側からは「予算の先行審議を要する趣旨のものではなく、補助金、助成にかかる条例は、公共団体の政策的な経費を義務付ける議決で、予算の範囲内において経費支出の義務を負う。」との説明がありました。また、開閉栓方式の採用に関し、請求者の土地改良法第36条に抵触するのではないかと主張に関しても、平成21年3月の尾鈴北第1総代会で議決されたものであり、行政が権限を行使したものではないとの説明がありました。結論としては、本条例において明確な法令違反等は認められず、地方自治法第14条第1項の規定「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項に規定する事務に関し、条例を制定することができる」とのことから、廃止の必要はないとの意見が多数でありました。意見としまして、行政が土地改良区に助成をしていくと財政の逼迫を招くのではないかという意見及び、現在は尾鈴北第1土地改良区しかないが、受益地全体の土地改良区の設立が未だ行われていないことについてはどうかという意見がありました。土地改良区については平成24年度当初の設立を目指す

ということであります。土地改良区に対する助成に関しては、過去にさかのぼって青鹿ダムの例に照らし合わせても、受益者の財政的な負担が難しい場合は、行政が援助をすべきであるとの意見があり、本件は反対多数で否決いたしました。

次に、請願第1号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例」の存続を求める請願について、審議いたしました。本件については、「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例」の存続を願う立場からの請願であります。本件は賛成多数で採択されました。

以上で報告を終わります。

議長(川越 忠明君) 以上で特別委員長報告を終わります。これから特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論採決は、議案、請願ごとに行います。

議案第30号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について」討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

議員(林田 幸雄君) まず、討論に先立ち、口蹄疫に感染した農家の皆さん、全頭殺処分を前提にワクチン接種を受け入れられた農家の皆様、併せて、町内におられる1次産業、2次産業に携わっておられる自営業者の皆さん、非常に大きな影響を受けられておることに対し、お見舞いを申し上げます。

それでは、「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について」委員長報告に反対の立場から、討論を行います。自然と文化の中で営まれてきた農業の持続的な発展、食糧の安定確保、及び農業、農村の持つ他面的機能の維持のために農業用排水施設やこれに付随する関連施設は地域の財産であり、守っていかねばならないものです。負担についても、土地改良法では、受益者が特定される場合、受益者負担が必要とされています。また、市町村についても、市町村の受ける利益を限度に末端自治体の負担も認められているところであります。確かに、水がくるまでには時間もかかりますし、水のきていない農地からの賦課金徴収には、厳しいものがあることも充分認識し、理解もしておりますが、現在の開閉栓方式に基づく条例による町補助金の支出は問題があると思われ、土地改良区が立ち上がっていない地区での推進についても、負担金の徴収については、立ち上げられた土地改良区で定められることであり、法的にも問題があると国、県も指摘をしております。であれば、他市町村が土地改良区に対して実施しているように、事業実施対象面積に対しての助成であれば、開閉栓方式のような事業を実施されない農地があることによって発生する運営費の不足する負担額に対しての助成でなくなり、補助金・交付金の不適正な支出等の意見にも対抗できると思われ、よって、選択制や開閉栓方式などの小手先の手法による事業推進を見直し、土地改良法の原理原則に則った取り組みを行っていただきたいと思っております。口蹄疫の影響により、遊休農地が増加することも予想され、農地の効率化や低コスト化に対応するため、流動化を図り、農地の集約化を行い、早急な農業生産基盤体制の再構築を進めるためにも、併せて直接請求や異議申し立てが起らないような

条例見直しを早急に行い、条件整備を図ることが求められます。農用地、農地の持続や権利の移動などによる手続き時の過去の農業委員会の対応にも問題等があるといわれております。同意をした覚えがない、同意をした人が死んでいる、などの反対運動の一つの要因ともなっておるところであります。土地改良区に対する助成をするなどが、水利事業をやめると言っているわけではありません。大いに進めていただいて、農業生産基盤の整備を図っていただきたいと思っております。土地改良区の不足する運営費の助成であれば、選択制や開栓方式などの土地改良法や地方自治法に抵触するといわれる現条例ではなく、多くの市町村が定めている地方自治法や土地改良法に則った事業対象面積に対する助成等の要領、要綱で対応できるはずで、1,000名以上もの署名を基に提出された直接請求の意味も踏まえていただけたらと思います。この30号の提案自体にも大きな瑕疵があったんじゃないかなと思います。特に当初の国営同意時点での85%以上もの同意取得の基に受益者代表からの申請により進められている事業であります。ありますが、国営事業同意取得時の問題等も大きいとも言われております。そういった中で、国営事業、県営事業等のレビューを行い、厳しいことはと思いますが、早急に全体的な土地改良区の立ち上げに取り組み、事業を本来の形で進めていただくことを切望して、討論を終わります。

議長(川越 忠明君) 次に、原案に反対の発言を許します。

議員(内藤 逸子君) 川南町国営土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について、反対の立場から討論を行います。町は、国営土地改良事業の推進を図る目的で、平成8年12月、国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例を制定しました。給水施設の未開栓により、経常賦課金が徴収されないことにより生ずる土地改良区の運営費の不足額を補助するものです。本会議に上程された条例廃止の請求は、将来にわたって予算の財源根拠がなく、廃止を求めるとして、有権者50分の1以上にあたる959人の署名を添えて提出されました。この補助条例は、国営尾鈴土地改良事業の推進の要をなしてきた施工の自由、選択制にとって不可欠であり、条例の廃止は施工の強制を促し、関係農家の利益に反するのは明らかで、賛成することはできません。以上、要点について述べたいと思います。

第1に、事業推進の要をなした条件同意と未施工分にかかる補助条例についてです。国営土地改良事業は、川南町、都農町、高鍋町の畑地1,580町を対象にかんがいを行う事業で、平成5年6月事業公告、同意取得が開始されています。しかし、畑地かんがいの受益の異い、畑作営農の不安定、農政の不信などによって同意は3割にも満たず、畑地かんがいに対する農家の希望は極めて少ないことを示しました。川南町は宮崎県との協議のうえ、農家の講じ負担金の軽減とあわせ、施工の選択方式を提示しました。これは、土地改良法と事業公告に反し、未施工地の拡大と財政負担は避けられないのは明らかでした。同意取得の便法であり、いずれ施工強制は必至との農家の疑問に対し、町は平成7年9月、「施工の自由、未施工地の賦課金肩代わり」とする町長の確約書を公布し、推進を図りました。こうして平成8年5月、受益者1,333人、85%の同意による国営事業の申請と認可を果たしました。その財政的保障として、補助条例が平成8年12月制定されたのです。第2に、国家事業申請と認可にかかる異議申し立て等、適正措置の要求と町の対応についてです。畑かん対

策協議会や、共産党の前議員は、「施工の自由、未施工地の賦課金肩代わり」の町長確約書は、土地改良区の運営は不可能なこと、未施工地を公然と認めることで、300億円余の巨額の事業効果は放棄されていること、未施工地の際限のない肩代わりの財政対応の能力と是非等について、監査請求(平成9年1月)、農林水産大臣への異議申し立て(平成9年4月)など、適正措置を求めています。そうした適性措置の要求のもとで、町は選択制と確約書の厳守、水利希望の拡大補助財源の確保など強調してきました。町内諸団体の条例制定の要望や、国・県の指導を後ろ盾に推進してきました。第3に、なぜ現時点の条例廃止請求なのか。受益者間の対立と施工強制に導くものです。提出されている条例廃止請求は、認可申請の段階で提起される課題です。現在、国営事業のダム、幹線水路の建設と併行して、尾鈴北第1地区で県営同意、施工同意のもと、支線水路工事が進んでいます。事業に反対する人、施工同意をしていない人もすべて平等に水利権は保障されます。施工同意はわずか4分の1です。補助条例に基づく賦課金の肩代わりは少なくありません。しかし、強制されないのが町長の約束であり、それを保障しているのが補助条例です。補助条例の廃止は、事業の中断であり、未施工者への施工強制、賦課義務の追及をもたらすのは必至です。事業に賛成の人も、反対の人も、当面施工している人も、施工していない人も、町長の確約書と補助条例を守れというのが共通の要求のはずです。関係農家に敵対する条例廃止と言わざるをえません。第4に、施工の自由選択制は、国・県の指導によるもの、財政支援の要請をすることです。平成9年、農水省への異議申し立てに対し、土地改良法に基づき適正な手続きが行われた未施工地が課題になるとは想定していない、市町村の条例は、町村の判断であり、国は関与してないと回答しています。国・県の助言、指導を得ずに町村の判断で土地改良法とは異質の自由選択制の採用など、できるはずもありません。大規模土地改良事業において、国・県への大幅な支援の要請、3分の2同意規定のもとで、農家の土地、工事負担や賦課金の軽減を図るのは自治体の重要な使命です。財政負担についての、国・県への支援を求めるのは当然です。請求人が主張するような、町財政の圧迫や、町民への負担増になってはなりません。選択方式による財政負担についての、国・県への支援を強く求めていくことです。第5に畑作水利の特殊性により、水利権の平等な保障と利用者の負担軽減を図ることです。今、農業用ダムの実態調査や町内では尾鈴かんダムの建設中止の看板も見られません。補助条例の廃止請求もその一環だと思われます。しかし、施工の自由選択を示した確約書は、受益の異なる畑作水利の実情を反映したものであり、補助条例は畑作水利事業を保障する町としての当然の対応です。条例廃止の請求は、農民同士の対立をあいり、農業基盤強化への町民の理解を妨げるものです。今日の厳しい農業情勢のもとで、水の有効利用の道は極めて狭いものです。全ての畑作農家に等しく水利権を保障したうえ、水の有効利用者に過大負担とならない公的支援は欠かせません。一層の公的支援のもとで、農家負担増と強制施工にならない畑作水利の発展を求めて、国営尾鈴土地改良事業の補助条例の廃止議案に反対いたします。以上を述べ、反対討論いたします。

議長(川越 忠明君) 原案に賛成者の発言を許します。

議員(今井 伸二君) 議案第30号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される

土地改良区の助成に関する条例の廃止について、土地改良事業の原則は、受益者負担でありますから、廃止条例に賛成の立場で討論いたします。この条例は、施行が平成8年でありますから、14年の歴史を持ち、選択方式から開閉栓方式へと移行されたいきさつがあります。開栓方式とは、農家が開栓したら、土地改良区の運営費を負担しますが、閉栓している農家の運営費は、町が負担するというものであります。いずれにせよ、受益者負担の大原則は破られないのであります。このまま進めていくと、土地改良区は設立されたが改良区内に水を使わない農家が多くなり、町税の無駄が発生することになります。今回の約1,000名の方の条例廃止請求は、的を得たものであり、今後、町民の間に広がるのが懸念されます。よって、廃止請求に賛成であります。対案として、町と農家が話し合い、水を使った営農計画を示し、農家所得補償条例を定め、県・国に協力を求め、真に本町と農家が潤う施策を作り上げるべきであります。議員の賛同を求め、討論といたします。

議長(川越 忠明君) 原案に反対の発言を許します。

議員(竹本 修君) 「川南町尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について」この条例の廃止につきましては、反対の立場で討論いたします。この条例は、意見書において述べられていますように、平成7年に選択方式がされたことにより、給水栓が設置されるまでの間、土地改良区に賦課金収入が得られないため、運営補助として受益者からの要望にこたえ、議会では平成8年12月に採択された条例であります。また、平成21年6月定例議会において、開閉栓方式導入により、土地改良区費助成について一部改正条例も、私たちは採択しております。また、土地改良区の助成として、当初予算を採択しておりますのは、意見書のとおり、目的として事前積み立ての啓発事業そのものであると思われまふ。本町の農業全体を見ますと、田・畑、併せて大よその2,500ヘクタールの農用地を活用し、水稻、園芸、畜産業等を柱とする第1次産業として営まれています。その中で畑作1,500ヘクタールでは、水の活用を要しない作物が栽培されているのが現状であります。限られた作物の中で、厳しい農業に直面している姿があるのは、皆さん承知することではないでしょうか。農業を取り巻く環境は、後継者問題を始めに、多くの問題を抱えている状況であることを認識すれば、自分の土地を、将来誰もが維持管理ができるとも限らない昨今の農業情勢であります。現在活用されています、農用地の保有合理化事業等により、貸し借りができる農用地の整備条件を整えることが必要であります。そのためには、将来、水の利用により、あらゆる作物の選択ができ、また、必要なときに利用することにより、農業所得の向上が図られ、さらには、町の活性化につながっていくことと思います。そのためには、是非とも土地改良区の助成に関する条例を活かし、さらに事業を推進すべきだと思ひ、条例の廃止はとてできるものではありません、4月20日に発生しました口蹄疫により、川南の畜産、牛・豚は1頭もない現実になろうとしている今日、私たちが将来に向けて国営尾鈴土地改良事業、面積1,580ヘクタール、本町では1,340ヘクタールを活かす助成条例であると確信するものであり、最も必要であると思ひます。ある和牛繁殖農家の50歳代の方が、40頭の殺処分を終えて、「このまま終わりたくない、自分は何が何でも前日まで経営した規模にして見せるつもりでいるから、力を貸してください。」と言われました。さらに、「口蹄疫が終息したら、一番に立ち上がるために、町民一丸となった決起集会を是非ともやって欲しい。」

との声もうかがっております。また、この条例に関係される役員の方で、口蹄疫の災害に遭われた方もおられますが、本当に頭が下がる思いでございます。このような農家の声を聞く中では、とても廃止することはできず、川南町全体の農業環境を変えるためにも、耐えるところは耐え、皆さん一同に前向きに考え、この条例廃止に反対し、川南町の農業をより活性化の方向にしたいものであります。以上を述べ、この条例廃止についての反対討論といたします。

議長(川越 忠明君) 原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。

議員(江藤 和利君) 議案第30号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について」反対の立場で討論を行います。本議案は、国営尾鈴土地改良事業の給水施設が未設置のため、経常賦課金が徴収されないことにより生ずる運営費不足を町が助成するものであり、平成8年12月定例町議会において賛成多数で採択された案件であります。また、昭和8年に青鹿ダム建設運動が始まり、昭和28年に九州一のかんがい用青鹿ダムの着工となり、旧唐瀬原地区670ヘクタールのうち、400ヘクタールを畑地かんがいする計画であります。貯水量90万立方メートル、そのうち、20分の1、4万5千立方メートルを分水して、唐瀬原台地の畑地にかんがいするものでした。総工事費は6億2千万円余りで、昭和33年に完成で、25年の期間がかかったようです。工事費の6分の1を地元が負担する、金額にして1億円余りで、この年の町の予算額は9,500万円余りで、地元の負担額が町の予算を上回っております。その後の維持管理費は、想像に絶するようであり、歴代の理事長は、借入金の償還に苦慮されていたようでございます。旧唐瀬原土地改良区においては、給水を利用していない所有者も、地積割で経常賦課金を支払わなければなりませんでした。このような経過を踏まえて、今の畑かん事業において、受益者が参加しやすいように尾鈴北第1土地改良区の総代会で議論に議論を尽くされ、開閉栓方式の導入により、設置するしないの選択から、使う使わないの選択に変え、経常賦課金の賦課基準を明確にし、定款24条に明記し、本土地改良区の方針に沿って町行政は助成するものであり、農家に負担のかからない条例改正であり、平成21年6月定例町議会において、賛成多数で可決であります。22年4月1日現在の給水栓設置率は25%ですが、開閉栓方式導入後は70%以上の設置同意をいただいております。これからの畑かん事業の普及促進が期待され、農業の町川南町がさらなる発展を期待するものであります。直接請求の趣旨は、地方自治法に違反しているので、本条例を廃止せよと言うものであります。関連する法解釈については、地方自治法222条第1項によれば、町は議会で議決すべき案件が新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないが、予算上の措置が的確に講ぜられる見込みとは、関係予算案が議会に提出されたときというもので、何ら問題はないと思います。また、上級関係機関との十分なる協議も済ませ、条例制定については、憲法94条の地方自治にも十分配慮され、また、地方自治法第14条第1項、条例の制定及び罰則の委任についても、違法性はないものと解釈されます。土地改良への公金の支出の問題についても、本町の基幹産業である農業の基盤整備は、将来にわたる農政上の必要な援助であり、環境保全及び国土保全、食糧基地と

しての役割を考えると、公的援助は行政の任務であろうと考えます。以上のようなことから、水利用による計画的な畑作農業を目指す営農形態の確立に向けて、農家の皆様方の知恵と努力もさることながら、本町の農業振興に向けての投資を考察するとき、本条例の廃止については、反対するものであります。以上で討論を終わります。

議長(川越 忠明君) 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。これから議案第30号について採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する特別委員長の報告は否決であります。従って、原案について採決します。議案第30号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立少数であります。従って、議案30号「川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の廃止について」は否決されました。

請願第1号「川南町尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の存続を求める請願書」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから請願第1号について採決します。お諮りします、本案は特別委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。従って、請願第1号「川南町尾鈴土地改良事業の施行に伴い設立される土地改良区の助成に関する条例の存続を求める請願書」については、特別委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第 3 発議第 3号 「口蹄疫に対する総合的な支援対策の早期実施を求める意見書(案)」についてを議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

議員(竹本 修君) 発議第3号口蹄疫に対する総合的な支援対策の早期実施を求める意見書(案)について、その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布してあります別紙意見書案を朗読して、提案理由と提案理由の説明といたします。

口蹄疫に対する総合的な支援対策の早期実施を求める意見書(案)

国内では、10年ぶりとなる家畜伝染病口蹄疫が4月20日に宮崎県児湯郡都農町に発生し、その翌日、本町にも発生いたしました。国・県・町及び関係者一体となつての懸命な努力にもかかわらず、本町においては、いまだ終息の気配が見られません。こうした中、5月18日に東国原知事は口蹄疫非常事態宣言を宣言され、県民の協力を求め、各種イベントの自粛、防除・消毒の徹底等と呼ばかけられました。しかし、こうした努力のいかにもなく、5月20日には、国の口蹄疫対策が発表され、感染が確認された10キロ圏内すべての牛と豚にワクチン接種の決断が下され、実施されました。そのことにより、本町畜産の牛・豚は、一時的にも1頭もいなくなることとなりました。農業を機関産業とし、しかも、畜産業が生産額の7割を占める本町にとって、まさに激甚災害が現実のものとなりました。畜産業関連企業をはじめ、地域経済に与える影響は計りえないものがあります。つきましては、このような状況を打破するために、口蹄疫の終息に全力を注がれることも含めて、次の事項の実現を強く希望

します。

記

1. 防疫・蔓延対策に全力で取り組めるよう、国の100%全面支援を保障すること。
2. 殺処分家畜は、ワクチン投与家畜を含めて早急に処理を行うこと。
3. 埋却地の確保を全額助成対象とし、埋却後の管理は公的機関が行うこと。
4. 口蹄疫の直接被害農家及び間接被害農家の当面の生活・経営資金の仮払いを早急に行うこと。
5. 殺処分家畜の補償は、全額早期に行うこと。
6. 直接被害農家及び間接被害農家の再建・回復までの経営資金及び生活資金の助成を行うこと。
7. 風評被害が発生しないように広報活動を行うなど考慮し、関係機関を指導すること。
8. 商業・漁業への影響は拡大しており、金融対策を含む支援を行うこと。
9. 地方公共団体の防疫・蔓延対策への財政支援を完全に行うこと。
10. 口蹄疫の完成経路の解明と今後の予防対策を講じること。
11. 今回の対策を踏まえ、法整備の充実を図ること。
12. 口蹄疫発生時及び事後対策に係る地方自治体・関係団体等の要望については、必要なものは制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成22年5月28日

宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長(川越 忠明君) 以上で趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は、委員会付託を省略して直ちに討論採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。これから、発議第3号口蹄疫に対する総合的な支援対策の早期実施を求める意見書(案)について討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第3号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第3号口蹄疫に対する総合的な支援対策の早期実施を求める意見書(案)については、原案のとおり可決されました。お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第4 発議第4号「『口蹄疫対策調査特別委員会』設置に関する決議について」を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

議員(竹本 修君) 発議第4号「『口蹄疫対策調査特別委員会』設置に関する決議について」提案理由のご説明を申し上げます。4月20日に都農町で発生した家畜伝染病口蹄疫は、国・県・関係者一体となって懸命な防疫対策と努力したにもかかわらず、本町の感染はとどまるところを知らず、破滅的な被害を受けました。また、えびの市、宮崎市、西都・児湯郡管内においても、感染を広げ、最終的にワクチン接種という、わが国始まって以来、歴史的に最悪の事態となりました。今回、口蹄疫直接及び間接被害農家、また、商業を始め、地域経済に及ぼす影響は計り知れないものがあります。本町議会としても、これからの畜産農家への補償問題を始め、さまざまな問題について、調査・要望等を行っていくため、口蹄疫対策調査特別委員会を設置して取り組んで行きたいと考えております。以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長(川越 忠明君) 以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。発議第4号「口蹄疫対策調査特別委員会」設置に関する決議について、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第4号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第4号「口蹄疫対策調査特別委員会」設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。従って、14人の委員で構成する「口蹄疫対策調査特別委員会」を設置することに決定しました。特別委員会において、委員長及び副委員長の互選を行います。しばらく休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。ただいま特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。「口蹄疫対策調査特別委員会」の委員長に、〔河野幸夫〕君、同副委員長に〔竹本 修〕君が互選さ

れました。

口蹄疫対策調査特別委員会委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員等の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

日程第 5 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。これで平成22年第3回川南町議会臨時議会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時25分閉会
